

〈資料〉

本島人ノ親族及相続慣習ニ関スル判例集

後藤 武秀

解説

本資料は、台湾新北市中和区に所在する国立台湾図書館に所蔵されているものである(資料番号1-0752-341)。同図書館は、かつて台北市内にあった国立中央図書館台湾分館の蔵書を引き継いでおり、日本統治時代の台湾総督府図書館の蔵書を多く所蔵している。本資料もその一つである。凡例に記されているように、台湾総督府財務局が税制調査上の資料として日本統治開始直後の明治二十九年から昭和一〇年までの覆審法院及び高等法院の親族・相続に関する判決要旨を部門別に分類編集したものである。

日本統治時期台湾の法院が下した判決は、『覆審法院判例全集』(大正三年)、『高等法院上告部判例要旨集』(大正九年)等の判例集、及び「台湾慣習記事」、「法院月報」、「台法月報」等の雑誌に収録されており、平成九年にはそれらを収録して『台湾総督府覆審高等法院判例』として文生書院より刊行され、今日、比較的容易に判例を調べることができる。また、判決原本の一部については、国立台湾大学図書館において写真が閲覧可能であり、現在の台

中地方法院所蔵のものについては、『日本統治下台湾における紛争解決史料—台中地方法院所蔵判決原本—』として平成二〇年に東洋大学アジア文化研究所より刊行されている。しかし、これらの判決集は、いずれも部門別に編集されているわけではないので、個別の項目について研究しようとする場合に、決して簡便な資料とは言い難い。その点、本資料は親族・相続に関連する判決を収録しており、この分野を研究するにあたって、極めて便利なものである。

ところで、親族・相続に関する判決集を資料として復刻する理由について一言しておかねばならない。

一八九五年に始まる台湾統治時期において、台湾にいかなる法を適用するかという問題は、台湾統治の成否に関わる重要問題であった。言語はもとより文化も習俗も異なる植民地に、日本内地の法制度を適用することは台湾住民の混乱と反発を招くことが必至であることから、政府は一八九六年に六三法を制定し、台湾総督に現地固有の事情を斟酌することのできる広大な立法権を付与した。台湾を特別な法域として位置づけるこの特別統治主義は必然的に司法の場にも影響を与えた。民事事件の処理について、すでに軍政時期の一八九五年に発布された台湾住民民事訴訟令に「審判官ハ地方ノ慣例及条理ニ依リ訴訟ヲ審判ス」（第二条）と定め、旧慣と称される慣習を法源とすることを認めていた。六三法下の一八九八年には、民事及商事ニ関スル律令を発布し、「本島人及清国人ノ外ニ関係者ナキ民事及商事ニ関スル事項」については、「現行ノ例ニ依ル」として、本島人と称されるいわゆる台湾人間の紛争処理については台湾住民民事訴訟令に定めた方式、すなわち現地の慣習を適用する方式を踏襲した。一九〇八年に発布された台湾民事令においても、「本島人及ヒ支那人ノ外ニ関係者ナキ民事ニ関スル慣習及ヒ土地ノ權利ニ関スル慣習ハ本令其他ノ法律ニ規定ナキ事項ニ関スルモノニ限り尚ホ従前ノ通り其効力ヲ有ス」（第三条）として、この方針を維持した。

一九二一年、内地延長主義を掲げる法三号が制定され翌年より施行されると、多数の日本内地法が台湾に導入され、直接適用が行われた。しかし、内地延長主義の実施により反発と混乱が予想される分野については、除外例を設ける必要があるかどうかが問題となり、総督府評議会にその審議が委ねられた。総督府評議会は、親族・相続、祭祀公業を除外例とし、伝統的営業組織である合股については商法第一条の慣習を含めて処理するとの判断を下した。総督府評議会の結論は法三号実施にあたり、勅令四〇七号、台湾ニ施行スル法律ノ特例ニ関スル件に採用され、親族・相続については「本島人ノミノ親族及相続ニ関スル事項ニ付テハ民法第四編及第五編ノ規定ヲ適用セス別ニ定ムルモノヲ除クノ外慣習ニ依ル」として、慣習の採用を維持した。結果的に、親族・相続については台湾統治の初期から最後まで慣習が法源として採用されたのである。

しかし、はたして裁判の場において固有の慣習がそのまま尊重され採用されたかどうかということになると極めて疑わしい。裁判官は、好ましくないと判断した慣習を条理などの容認されている法源を利用して改変していったのではないかと考えられる。⁽²⁾このような疑問を解き明かしていくためには、判決例を検討していかなければならない。本資料は、その作業を行う上で有益なものであるので、ここに復刻することとした。

なお、掲載にあたっては、旧漢字は今日通常用いられる漢字に改め、カタカナの反復記号は用いずにカタカナを繰り返して表記した。また、事件番号、判決日に用いられている漢数字の表記には、例えば明治三十三年を明治三三年とする不統一が見られるが、そのまま掲載することとした。

(1) その詳細は、『台湾総督府覆審高等法院判例・補遺2』平成九年文生書院刊の小森恵氏のまえがきを参照されたい。

(2) 合股の慣習が裁判の場で改変されていたことについて、後藤「日本統治時期台湾における慣習法の変遷——合股を例とし

て―」法学新報一一九卷九・一〇号、平成二五年三五五頁以下、妾の慣習が裁判の場で改変されたことについて、後藤「日本統治時期台湾における親族関係の変遷―妾について―」東洋通信五〇卷六号、平成二五年一三頁以下、後藤「日本統治下台湾における慣習法の変遷―妾について―」アジア文化研究所研究年報四八号、平成二六年三一八頁以下を参照。また、祭祀公業については死者の所有物であるという台湾人の慣習的認識が否定され、派下と呼ばれる子孫の共同して所有する財産とみなされ、これを法人として位置づけたこともよく知られている。

本島人ノ親族及相続慣習ニ関スル判例集

台湾総督府財務局

凡例

一、本書ハ税制整理調査事務上ノ資料トシテ作成セリ

二、本書ハ本島人ノ親族並ニ相続慣習ニ関シ明治二十九年ヨリ昭和十年ニ至ル間覆審法院及高等法院ニ於テ言渡サレタル裁判ニ就キ其ノ判決要旨ヲ摘録シ部門ニ依リ分類彙集シタルモノナリ

三、判例要旨中数多ノ論旨ヲ包含スルモノニシテ必要ト認ムルモノハ重複ヲ顧ミス各部門ニ之ヲ掲載セリ

四、本書中「控第何号」トアルハ覆審法院「上民第何号」トアルハ高等法院上告部「控民第何号」トアルハ同法院覆審部ニ於テ言渡サレタル判決ナリ

昭和十一年三月

台湾総督府財務局

本島人ノ親族及相続慣習ニ関スル判例集

目次

第一編 親族

第一章 総則

第一節 親族ノ範圍

第二節 親族關係

第三節 戸口簿ノ記載ト親族關係

第二章 家

第一節 家

第二節 家ノ設立

第三節 家ノ消滅

第四節 戸主

第五節 家族

第三章 婚姻

第一節 婚姻制度

第二節 正式ノ婚姻

第一款 婚姻ノ成立

第一 婚姻ノ要件

第二 婚姻ノ無効

第二款 婚姻ノ効果

第三款 夫婦財産關係

第四款 離婚

第三節 変例ノ婚姻

第一款 招入婚姻

第二款 夫妻婚姻

第三款 養媳

第四章 親子

第一節 実子

第二節 養子

第一款 縁組ノ要件

第二卷 縁組ノ無効

第二款 縁組ノ効果

第四款 離縁

第五款 特殊ノ養子縁組

第五章 親権

第一節 親権ノ觀念

第二節 親権ノ効果

第三節 親権ノ喪失

第六章 後見

第一節 後見人

第二節 後見ノ事務

第三節 後見ノ終了

第四節 托孤

第七章 親族会

第八章 扶養ノ義務

第二篇 相続

第一章 戸主相続

第二章 財産相続

第一節 財産相続ノ觀念

第二節 家産相続人

第三節 私産相続人

第四節 相続人ノ追立

第五節 財産相続ノ効果

第六節 財産ノ分離

第一款 財産ノ分配

第二款 遺留財産及贈与財産

第三款 圖分

第三章 遺言

本島人ノ親族相続慣習ニ関スル判例集

第一編 親族

第一章 総則

第一節 親族ノ範圍

一 本島ニ施行セラルル民事又ハ刑事ニ関スル法律中親族ナル身分ヲ基礎トスル規定ヲ本島人ニ適用スルニ当リ其ノ親族ノ意義及範圍ヲ慣習ニ依リ定ムルハ妥当ナラサルヲ以テ大正十一年勅令第四百七号第十四条ハ斯ル場合ニハ民法第七百二十五条乃至第七百三十一条ノ規定ニ則リ本島人ノ親族ノ意義及範圍ヲ定ムルヘキモノト規定シタルモノト解スルヲ相当トス、即チ第十四条ノ規定ハ民法親族編以下ノ他ノ施行法律ノ規定ヲ本島人ニ適用スル場合ニ於テノミ其ノ適用アルモノトス、而シテ親族会ニ関スル民法親族編ノ規定ハ本島人ノ親族会ニ適用ナク専ラ慣習ニ依ルヘキモノニシテ他ノ施行法律ヲ適用スヘキ場合ニ非サレハ前叙第十四条ノ規定ハ之ヲ適用スヘキ限ニ在ラス（昭和六年上民第一〇六号、同年七月四日判決）

一 法律上ノ親族ニ付顧ルニ苟モ血族關係若ハ之ニ準スヘキ關係アル以上ハ相互間利害ノ乏シキニ至ルモ尚親族ナリト云フヲ得サルハ当然ノ條理ナリ

一 本島ノ慣習ヲ顧ルニ本島ニ於テハ從來服忌ニ関シ五服内ノ親族ヲ認メ居レトモ法律關係ニ於テハ如此範圍ヲ認ムヘキモノナキヲ以テ其範圍ハ当然之ヲ條理ニ求メサルヘカラス

一 條理上ヨリスレハ親等計算法ニヨル六等親内ノ血族若ハ之ニ準スヘキ程度ヲ以テ法律關係ニ於ケル親族ト認ムヘキヲ相当ト認ム（大正十年控民第六八〇号、同十一年十月二十六日判決）

一 案スルニ親權者タル母カ未成年ノ子ニ代リ借財ヲ為スニハ親族ノ同意ヲ得ルコトヲ要スルコトハ本島ニ於ケル慣習ナリ而シテ其ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル親族ノ範圍ハ必スシモ六等親以内ノ親族ナルコトヲ要セサルト共ニ其ノ全員又ハ過半数ノ同意ヲ要スルモノニ非サルモ當該未成年ノ財産保護上最モ適當ナリト認ムヘキ親族ノ同意ヲ得ルカ少クトモ右ノ親族ニ対シテ同意ヲ促シ同親族ヲシテ右借財ノ可否ニ付意見ヲ開陳スル機會ヲ与フルニ非サル以上他ノ親族ノ同意アルモ未タ親族ノ同意トシテ適法ナルモノト謂フヲ得ス（昭和六年上民第一九五号、同年十月三十一日判決）

一 相続人ナクシテ死亡シタル戸主タル被相続人ノ為相続人ヲ選定追立スルニ当リ同意ヲ要スヘキ親族ノ範圍ハ必スシモ六等親以内ノ親族ナルコトヲ要セサルト共ニ其ノ親族ノ全員又ハ過半数以上ノ同意ヲ要スルモノニ非サルモ當該被相続人ノ養母ニシテ其ノ家ニ在ル者ハ仮令利益相反スルモ之ヲ除外シ發言ノ機會ヲ与ヘサルニ於テハ親族ノ協定アルモ未タ以テ適法ニ親族ノ同意ヲ得タル相続人ノ選定追立アリト謂フヲ得ス（昭和十年上民第二三〇号、同年十月十九日判決）

一 親族關係アル者ニ対シ金錢ヲ贈与シテ喪服ヲ着用セシムルノ慣習ノ存在ヲ認ムヘカラス（明治四十年控第

六〇五号、同四十一年二月五日判決)

一 妾ニシテ家長ノ没後其ノ家ニ止リ貞操ヲ守レル者ノ如キハ正妻及家長ノ嫡子孫ハ之ヲ扶養スルノ義務アルモ自ら其ノ節ヲ破リ其ノ家ヲ離レテ情夫ト同居セル者ノ如キハ扶養ノ義務ナキモノト認ムルヲ妥当トス(明治四十二年控第四八七号、同年十月十一日判決)

一 妾ハ夫ノ家族トシテ入戸スルモノトス(明治四十四年控第三〇九号、同年八月十六日判決)

一 妾ハ本島旧慣ノ認ムル所ニシテ必スシモ善良ノ風俗ニ反スル制度ナリト謂フヲ得ス(大正十年上民第七七号、同年十月二十日判決)

一 媳婦仔トハ縁組契約ニ依リ将来養親ノ特定セル男子又ハ不特定ノ男子ト婚姻スル目的ノ下ニ入り養育セラルル女子ヲ謂フモノトス(昭和五年上民第二五四号、同六年三月十一日判決)

第二節 親族関係

一 寡婦ハ固ヨリ先夫ノ家ヨリ離ルルコトナク遺子ノ母タルト同時ニ入夫ノ妻タル身分ヲ獲得ス(明治三十三年控第一一四号、同年十月二十六日判決)

一 本島慣習ニ婿養子ナルモノナシ(明治三十五年控第八号、同三十六年九月十六日判決)

一 夫ノ死後ニ於テ妻カ自由ニ妾ヲ革逐帰宗セシメ得ヘキ慣習ナシ(明治三十九年控第三七号、同年三月九日判決)

一 妻ノ贈与又ハ売買ノ如キ公ノ秩序ニ反スル行為ハ其ノ効力ヲ認ムルヲ得ス(明治四十二年控第五六七号、同年十二月十日判決)

一 親族協議ニ依リ寡婦ヲ革逐スル慣習ノ如キハ往昔婦女ニ対シ殆ト人格ヲモ認メサリシ當時ノ遺風ニシテ今日尚之ヲ遵守スヘキモノニアラス(大正二年控第五八七号、同年十月八日判決)

一 本島ニ於テ売断出家ノ場合ニ実家ト親族關係ヲ絶ツ慣習ナキニ非サルモ此ノ慣習ハ人身売買ノ遺風ニシテ善良ノ風俗ニ反シ其ノ効力認メ難シ（大正九年控民四七三号、同年十月十四日判決）

一 本島ニ於ケル慣習上婚姻ニ因リ他家ニ入りタル者カ夫ノ死亡後ニ改嫁シタルトキハ前夫ノ家トハ婚姻ニ因リテ生シタル親族及家族關係消滅シ後夫ト離婚シタルトキハ前夫ノ家ニ復帰スヘキモノニ非スシテ其生家ニ復帰スヘキモノトス（大正十五年上民第四〇号、同年五月十八日判決）

第三節 戸口簿ノ記載ト親族關係

一 本島ニ於テハ単ニ戸口簿ノ記載ノミヲ以テ絶対ノ証拠トスルヲ得ス（明治三十七年控第二五七号、同年十月五日判決）

一 先代ヲ相続セル過房子カ仮令戸口簿ニ過房子トシテ登録ナシトスルモ直ニ之ヲ以テ離縁シタルモノト認ムルヲ得ス（明治四十四年控第六八四号、同四十五年二月二十九日判決）

一 身分關係ニ関シ単ニ戸口簿ノ記事ノミヲ以テ絶対ノ証拠トスルヲ得ス（明治四十五年控第四一七号、大正元年十月二日判決）

一 戸口簿ハ法律上身分登録簿ニ非サルハ勿論本島ニ於テハ離縁若ハ離婚ノ如キハ届出ヲ以テ効力ヲ生スルモノト為シ居ラサルニ依リ反対ノ事実アル以上ハ単ニ戸籍簿上養女トシテノ戸口簿存スル事実ノミニ基キ養親トシテノ權利ヲ冒認スルコトヲ得ス（大正六年控第一七六号、同年十二月二十四日判決）

一 戸口簿ノ記載ハ人ノ身分關係ヲ確定スルノ効力ヲ有セス從テ慣習ニ違背シタル無効ノ復戸ノ記載アルモ之カ為其ノ戸口上ノ身分ヲ取得スヘキモノニ非ス（大正十五年上民第四〇号、同年五月十八日判決）

一 戸口規則ニ因リ設備セラルル戸口調査簿ハ警察上ノ資料ニ供スル公文書ニシテ同調査簿所載ノ身分關係ハ延テ

身分上ノ權利義務ニ付事實証明ノ具タルコトヲ得ヘキモ之ヲ以テ身分關係ヲ確定スルモノニ非ス(昭和四年上民第二三三號、同年四月五日判決)

一 本件訴旨ハ単ニ甲ト上告人等ノ間ニ出生シタル嫡出子タルコトノ確定ヲ求ムルニ止リ戸口調査簿上ノ記載訂正ヲ求ムルニ非サルヲ以テ被上告人等ニシテ上告人主張ノ身分關係ヲ争ハサルニ於テハ仮令其ノ主張ノ如ク戸口調査簿上ニ真実ニ反スル記載アレハトテ甲ト上告人等トノ間ニ於ケル固有ノ身分關係ニ變更ヲ來スヘキ謂レナク上告人等ノ本訴請求ハ被上告人ニ対シ該身分關係ヲ即時ニ確定スルコトニ依リ何等ノ利益ナキニ帰着シ該請求ハ其理由ナキモノトス(昭和四年上民第二三三號、同年四月五日判決)

一 事實裁判所ハ反証ニ依拠シ戸口調査簿上ノ記載ト異ル事實ヲ認定スルニ何等ノ妨ケアルコトナシ(昭和四年上民第六七、六八號、同年十一月二十七日判決)

第二章 家

第一節 家

一 本島ノ慣習上媳婦仔ハ縁組當時其ノ夫トナルヘキ者ノ定マリタルト否トヲ論セス将来ニ於テ必ス子婦ト為サントスル目的ヲ以テ異性ノ養女ヲ養入シ成婚ノ婦ト同シク本性ノ上ニ養家ノ性ヲ冠シ養家ノ親族ニ対シ姻族關係ヲ生スルモノニシテ：(以下略)(大正十四年上民第一〇二號、同年十月十六日判決)⁽¹⁾

一 本島ノ旧慣ニ依レハ独子双祧兼承ノ制度ハ招夫婚姻ノ場合ニ於テ其ノ夫婦間ニ拵ケタル子一人ニ止ルトキ若ハ同宗親族ノ両家ノ内一家ニハ子一人アリ他ノ一家ニハ子ナキトキ家ノ断絶ヲ慮リ特ニ其ノ一子ヲシテ両家ヲ兼承セシムル場合ニ行ハレ来リタルモノニシテ其ノ兼承者後日ニ子以上ヲ拵ケタルトキハ其ノ内一人ヲシテ一家ヲ承

繼セシメ爰ニ兼承ヲ止メ一宗一嗣ノ本則ニ服スヘキモノトス

二字姓ヲ称スルハ招入婚ノ際独子双祧兼承シタルトキ起ルモノトス（大正十四年上民第一二五号、同年十月十六日判決）

第二節 家ノ設立

一 旧慣上鬪分若ハ一家共有ノ総財産ヲ分割セル結果ハ当然分家シ且ツ分爨スルモノトス（明治四十二年控第三七一号、同年八月四日判決）

一 一家ノ家族カ財産鬪分其ノ他ノ事由ニ因リ独立自營スルニ至リテ家主ノ同意ヲ得テ別ニ一戸ヲ分立スルコトヲ得サルニ非スト雖此ノ如キ場合ニ於テモ家主ハ必スシモ之ニ同意セサル可カラサル義務ヲ負フモノニ非ス（明治四十三年控第五六三号、同年十一月二日判決）

一 戸口規則ノ分戸ナルモノハ家族カ相当事由ノ下ニ其戸主ノ支配ヲ脱シ他ニ生活ノ本居ヲ定メント欲シ戸主又之ニ同意シタル場合ニナスヘキ手續ニシテ：（以下略）（明治四十四年控第五六号、同年五月十三日判決）

一 本島ノ慣例トシテ同居同爨ヲナセル者財産ヲ分得スルト同時ニ別居スルトキハ茲ニ一家ヲ分立スルモノナリト雖財産ヲ分得スルモ尚同居ヲ継続スル者ハ後日戸主ノ同意ヲ經テ分戸ヲ為シ得ヘキモノトス（明治四十五年控第一二七号、同年三月二十七日判決）

一 本島ノ旧慣法上一家内ニ於テ其ノ家産ヲ鬪分シ分爨ヲナシタル場合ニハ一家ノ分立ヲ生スヘキモノナルヲ以テ其ノ當時ニ於テ戸口簿上ニ於テモ分戸ノ手續ヲナスヘカリシモノナリシニ偶其ノ手續ヲ為サリシ為戸口簿上家族トシテ存在スルニ過キサル場合ニハ今日ニ至リ戸口簿上ヨリ分離スルモ新ニ分戸創設ノ要求ヲ為スモノト異ルヲ以テ戸主ハ其ノ分戸手續ノ請求ニ応スヘキ義務アルモノトス（大正四年控第五七七号、同年十二月六日判決）

- 一 家族カ分戸ヲ為シ得ルハ戸主ノ同意ヲ俟テ始メテ之ヲ為シ得ヘキモノニシテ家族ヨリ進ンテ之ヲ請求シ得ヘキモノニ非ス (大正五年控第七四四号、同六年一月三十日判決)
- 一 父母ノ喪期中ニ別籍異財スルヲ得ストノ律令ノ規定ハ本島ニ嚴格ニ行ハレサリシモ而モ兄弟姪カ永ク同居共財ノ状態ニアルハ本島人ノ理想トスル所ニシテ父ノ死後尙三年ハ別籍異財ヲ行ハサルヲ普通トス、時世ノ進運個人經濟状態ノ變動ニ伴ヒ最早ヤ本島人ニ在リテモ鬪分スルモノニアラサレハ絶対ニ分戸スルコトヲ得ストノ旧慣ヲ墨守スルノ法律上ノ理由ナク鬪分前ト雖戸主ニシテ家族ニ分戸ヲ許シタル以上ハ分戸シ得ルモノト認ムルヲ相当トス (大正七年控第一二〇号、同年六月二十日判決)
- 一 戸口規則第七条ノ戸主トハ分戸ノ場合ニ在リテハ新ニ戸主トナルヘキ者ヲ指称スルモノニシテ分戸者ノ嘗テ同居セシ家ノ戸主ヲ指スモノニ非ス (大正七年控第四七二号、同年十月八日判決)
- 一 分戸者ハ同居セシ家ノ戸主ニ対シ分戸届手續ヲ為スニ付同意ノ意思表示ヲ訴求シ得ヘシ (大正七年控第四七二号、同年十月八日判決)
- 一 本島ニ於テハ家族カ分戸ヲ為スニハ戸主ト分爨スルヲ必要トシ単ニ届出ニ因リテ其効力ヲ生スヘキモノニ非サルヲ以テ分戸シタルコトヲ明ニセンニハ単ニ戸口調査簿ニ分戸ノ登録存スル事実ノミヲ以テハ足ラス分爨ノ事実ヲ証明セサルヘカラス (大正十一年上民第四九号、同年八月三日判決)
- 一 家族ノ分戸ヲ禁スルカ如キ特約ハ人ノ自由ヲ不当ニ拘束シ公序良俗ニ反スル無効ノ特約ト認ムヘキモノトス (大正十二年控民第九八〇号、同年四月二日判決)
- 一 旧慣上ニ於テハ相続人ハ被相続人ノ戸内ニ在留シタルモノナルヲ要ス (明治三十九年控第二八一号、同四十年四月二十六日判決)

一 本島ノ慣習ニ依レハ相続開始當時存スル家産ハ其ノ權利義務ヲ併セテ被相続人ノ家族タル直系卑屬ノ男子之ヲ承継シ既ニ別籍異財分家等ニ因リ家ヲ出テタル者ハ仮令被相続人ノ直系卑屬タル男子ト雖相続權ヲ有セサルモノトス（昭和四年上民第一九号、同年四月十九日判決）

一 本島ノ旧慣ニ依レハ独子及祧兼承ノ制度ハ招夫婚姻ノ場合ニ於テ其ノ夫婦間ニ於テ拳ケタル子一人ニ止ルトキ若ハ同宗親族ノ両家ノ中一家ニハ子一人アリ他ノ一家ニハ子ナキトキ家ノ断絶ヲ慮リ特ニ其ノ一子ヲシテ両家ヲ兼承セシムル場合ニ行ハレ来リタルモノニシテ其ノ兼承者後日二子以上ヲ拳ケタルトキハ其ノ内一人ヲシテ一家ヲ承継セシメテ爰ニ兼承ヲ止メ一宗一嗣ノ本則ニ復スヘキモノトス（大正十四年上民第一二五号、同年十月十六日判決）

一 旧慣上招夫カ招出スルトキハ一戸ヲ構成ス、而シテ既ニ一戸ヲ構成シタル以上ハ招家ノ戸主ニ於テ之カ分戸手續ノ請求ヲ為シ得ルモノトス（大正三年控第八六七号、同四年一月二十二日判決）

一 家族カ戸主ノ配下ヲ脱シ一家ヲ創立スル場合ニハ分戸ノ手續ニ依ルヘク之ニ反シテ他家ノ家族トシテ入戸スルニハ双方ノ戸主カ之ヲ承認シ新ニ入ルヘキ家ノ戸主ヨリ之カ入戸ノ届出ヲ為スヘキモノトス（明治四十四年控第二〇二号、同四十五年五月二十二日判決）

第三節 家ノ消滅

一 戸口規則上一旦再興シタル戸口ハ廢戸等ノ事由ニ拠ルニ非サレハ之ヲ廢滅スルコトヲ得サルハ勿論仮ニ再興者タル自身ニ於テ任意ニ錯誤等ノ理由ニ依リ之カ廢滅ヲ為シ得ヘシトスルモ之ヲ強制シテ為サシムヘキ何等法規上ノ手續ナシ（大正四年控第一四一号、同年三月二十九日判決）

第四節 戸主

一 本島一般ノ慣習トシテハ祖先ノ祭祀家財ノ掌管其他重要ナル家事ヲ行フ所ノ家長所謂頭家ナルモノハ必ス男子タルヲ要シ若シ男子ナキ場合ニ於テ婦人始メテ之ニ当ルヘキモノトス (明治三十六年控第一七二号、同三十七年五月二十四日判決)

一 一家ノ家長トシテ財産ヲ管理シ外部ニ対シテ一家ヲ代表スルハ男子タルヲ要シ只男子ナキ場合ニ於テ婦女ト雖家長トナリ得ヘキモノトス (明治三十七年控第一三九号、同年六月十三日判決)

一 家長タル資格ハ必スシモ家祖ノ嫡長子孫タルコトヲ必要トセス寧ロ一家ヲ主宰スル適格ヲ有スルモノナルコトヲ要ス、依テ一家中ノ最高尊属親ニシテ且最年長者 (之ヲ尊長ト称ス) ナレハ先祖ノ嫡庶子孰レナルヲ問ハス之ヲ以テ戸主即家長トナス (大正九年上民第九二号、同年十一月十一日判決)

一 家長ハ其ノ家ノ為ニ独立シテ訴訟スルコトヲ得 (明治四十年控第一九六号、同年六月二十二日判決)

一 家長ハ家産掌管中家族ノ為ニ葬式費又ハ婚嫁費等ヲ支出スヘキ義務アリ (明治四十三年控第一四一号、同年八月三十一日判決)

一 家長ハ其家族ヲ統理シ一家ヲ代表スルモ必スシモ前家長ノ財産ヲ相続シ家祖ノ祭祀ヲ主トスルモノニアラス、且家長トナルモノハ一家中ノ最尊長者ニシテ必スシモ家祖ノ嫡長子孫又ハ之ニ準スヘキモノニアラス (大正七年控民第四六〇号、同九年八月二十日判決)

一 招夫ハ招家ノ戸主トナルヲ得ス (明治四十年控第六三五号、同四十一年四月二十二日判決)

一 戸口規則第七条ノ戸主トハ分戸ノ場合ニ在リテハ新ニ戸主トナルヘキモノヲ指称スルモノトス (大正七年控第四七二号、同年十月八日判決)

一 本島ニ於テ戸主ハ一ニ家長又ハ家主ト称シ一家ヲ主宰スル者ヲ云フ戸主ハ家ノ内部ニ対シテハ家政ヲ統理シ外

部ニ対シテハ一家ヲ代表スト雖宗統ヲ承継シ若ハ家祖ノ祭祀ヲ掌ルヲ主トスルモノニアラス（大正九年上民第九二号、同年十一月十一日判決）

一 戸主ナルモノハ戸口規則ニヨリ新ニ設ケラレタルモノニシテ其ノ權利義務ニ付旧慣ノ準拠スヘキモノナキヲ以テ其ノ權利義務ハ旧慣ト抵触セサル範圍内ニ於テ条理ニヨリ之ヲ判定スルノ外ナキモノトス（大正九年控民第一二五号、同年六月二十五日判決）

一 本島ノ旧慣ニ依レハ戸主死亡シ之ヲ相続スヘキ男子タル直系卑屬ナキ場合ニ於テ親族協議ノ上相続人ヲ選定追立シ得ヘク其ノ選定追立ハ被相続人ノ家カ相続未定ノ儘絶家セサル限りハ何時ニテモ之ヲ為シ得ヘキモノニシテ期間ノ制限アルモノニ非ス（昭和十年上民第一九九号、同年九月二十八日判決）

一 養女カ贖身若ハ離縁等ニ因リ養親トノ親子關係ヲ脱離セサル以上ハ凌辱ヲ受ケタリトスルモ戸主タル養父ノ同意ヲ得ス任意ニ住居ヲ選定シテ同居ヲ拒否スルヲ得ス（明治四十三年控第六二二号、同年十一月二十四日判決）

一 媳婦仔ニシテ実方ニ帰リ居所ヲ變スルコトヲ肯セサル時滿十五歳以上ノ者ナルトキハ其親權者若ハ戸主ト雖之ヲ強制スルコトヲ得サルモノナレハ其養親ハ宜敷ク本人ニ対シ自宅ニ同居スヘキ請求ヲ為スヘキモノニシテ其引渡ヲ実方ノ戸主ニ請求スヘキモノニ非ス、戸主カ幼年者ニ対シ居所ヲ選定シテ之ニ移スコトアルハ其ノ幼年者カ獨立ノ生計ヲ立ツルコト能ハサル故ニシテ監護教育ノ範圍内ニ於テ之ヲ為スモノトス（大正四年控第五二三号、同年十二月十日判決）

一 戸主カ成年ニ達シ居ル家族ヲ同居セシムルコトヲ強要スル慣習又ハ法規アルコトナシ（大正九年控民第六〇号）²⁾

一 本島戸口規則上ノ戸主ハ其ノ家族ニ対シ其ノ指定スル場所ニ居住スルコトヲ強制シ得サルモノト認ムルヲ相当トス（大正九年控民第一二五号、同年六月二十五日判決）

- 一 妾ニシテ家長ノ没後其家ニ止リ貞操ヲ守ル者ノ如キハ正妻及家長ノ嫡子孫ハ之ヲ扶養スル義務アルモ自ラ其節ヲ破リ其家ヲ離レテ情夫ト同居セル者ノ如キハ扶養ノ義務ナキモノト認ムルヲ至当トス（明治四十三年控第七四七号、同年十月十一日判決）
- 一 夫ノ意ニ反シテ別居セル妻ニ対シテハ夫ハ其ノ扶養義務ヲ免ルルハ条理上当然ナリト雖其ノ別居スルニ至リタル事由如何ヲ問ハス別居セル妻ニ対シテハ夫ハ扶養ノ義務ヲ負ハストノ慣習又ハ条理ノ存スルコトナシ（大正十一年上民第六一号、同年八月二十四日判決）
- 一 祖母若ハ尊親族ノ浪費不品行ヲ理由トシテ其家ヨリ之ヲ脱籍若ハ放逐シ得ヘキ慣習ナシ（明治三十七年控第四四一号、同三十八年一月二十日判決）
- 一 寡婦タル者ニ於テ敗名失節ノ行為アリタルトキハ場合ニ依リ其尊屬親ヨリシテ之ヲ革逐シ得ルコトナキニ非サルモノトシテ親ヲ逐フハ慣習上絶対ニ認メサル所ナリ（明治四十年控第一六九号、同年五月二十九日判決）
- 一 卑屬親ハ尊屬親ニ対シ其家ヨリ脱籍シ若ハ放逐スルコトヲ得ルノ慣習ナシ（明治四二年控第二三一号、同五月二十八日判決）
- 一 離戸ハ戸主権ノ作用トシテ家族ノ關係ヲ断ツ場合ニ於テ為ス手續ナリト解釈スルヲ相当ト認ム（明治四十四年控第五六号、同年五月十三日判決）
- 一 本島人間ニ於テ離戸セント欲セハ須ク相当事由ヲ原因トシ家族ヲシテ其ノ事由ヲ認メシメ離戸ノ判決ヲ得テテ主ヨリ届出ルヲ穩当ナル方法ナリト認ム（明治四十四年控第五六号、同年五月十三日判決）
- 一 戸主ノ指示スル住所ニ在リテ其ノ扶養監督ノ下ニ立タント希望スル家族カ仮命非行アリタルトスルモ戸主ヨリ之ヲ離戸シ其責任ヲ免レントスルハ不当ナリ（明治四十四年控第一四八号、同年五月十三日判決）

- 一 離戸ハ家族カ戸主権ニ服セス專横ノ所為アル場合ニ戸主権ノ作用トシテ家族タル關係ヲ絶ツ為ノ手續ニ屬シ全ク戸主ノ意思ニ基クモノナレハ家族トシテ離戸ノ要求ヲ戸主ニ為スコトヲ得ス（明治四十四年控第一〇二号、同年五月二十三日判決）
- 一 戸主カ自己ノ家族ニ対シ離戸ノ手續ヲ請求スルヲ不当ナリ（明治四十四年控第一八号、同年五月十三日判決）
- 一 家族ニ対スル離戸ノ権能ハ戸主ニ屬スルヲ以テ其訴求ハ戸主ヨリ提起スヘキモノナリ（大正二年控第五八七号、同年十月八日判決）
- 一 家族カ戸主ニ犯罪アリト思料シ告訴ヲ為シタル事実ノミヲ以テ離戸ノ原因ト為スコトヲ得ス（大正六年控第一八六号、同年五月一日判決）
- 一 本島ノ慣習ニ於テハ尊重権者ハ相当ノ事由アル場合ニハ公力ノ介在ヲ俟ツコトナク自己单独ノ意思表示ニ依リ其家族ヲ放逐スルコトヲ得ルモノニシテ爰ニ所謂放逐ハ戸口規則ノ離戸ニ該当スルモノト解スヘキモノトス⁽³⁾
- 一 尊長権者カ叙上ノ權利ニ基キ家族ヲ離戸シタルトキハ戸主ヨリ戸口規則第六條第七條ニ從ヒ之ヲ届出ツヘキモノニシテ敢テ離戸ノ立言ヲ訴求スルヲ要スルモノニ非ス（大正十三年上民第一〇四号、同年十二月十九日判決）
- 一 招夫カ収賄罪阿片令違反、傷害罪等ニ依リ三度処刑セラレタル事実アルニ於テハ招家ノ家名ヲ汚辱シタルモノトシテ家長カ離籍ノ請求ヲ為スハ相当ナリ（大正元年控第一〇四号、同年十月十九日判決）
- 一 妾ノ離戸請求ニ付テハ妾ト妾ノ実家ノ戸主トヲ共同被告トシテ訴フルコトヲ要セス
- 一 先代ノ妾カ他人ト私通シテ懷妊分娩シ濫ニ家出スルカ如キ行為アリタル場合ニ先代ノ承継人カ家族トシテノ妾ヲ離戸シ得ヘキハ当然ナリ（明治四十五年控第一九〇号、同年五月十一日判決）
- 一 戸口ニ関スル事項ノ發生變更消滅アリタルトキハ当該戸主ニ於テ届出ヲ為シ以テ戸口調査簿ノ記載ヲ真実ノ事

実ニ吻合セシムヘキ職責ヲ有スルモノナルコト戸口規則第六条第七条ノ規定ニ依リ明白ナレハ二人ノ戸主相協力スルニ非サレハ届出ヲ為シ能ハサル場合ニハ互ニ其ノ協力ヲ請求シ得ヘク若シ之ニ応セサルトキハ法院ニ之ヲ訴求シ得ルモノト解スルヲ相当トス(昭和九年上民第一〇七号、同年八月十八日判決)

- 一 家族カ戸主ノ配下ヲ脱シ一家ヲ創立スル場合ニハ分戸ノ手續ニ依ルヘク之ニ反シテ他家ノ家族トシテ入戸スルニハ双方ノ戸主カ之ヲ承認シ新ニ入ルヘキ家ノ戸主ヨリカ入戸ノ届出ヲ為スヘキモノトス(明治四十四年控第二〇二号、同四十五年五月二十二日判決)

- 一 父六十歳ニ達スレハ当然其子ニ於テ家事一切ヲ処理スヘキモノナリトノ慣習アルコトヲ認メス(明治三十四年控第七四号、同年十月十四日判決)

第五節 家族

- 一 凡ソ婦ノ生ミタル私生子ハ夫カ之ヲ家ニ入レタル場合ニ於テ始メテ実子トノ間ニ兄弟關係ヲ生スルモノトス(明治三十九年控第二二八号、同年六月八日判決)

- 一 婚姻継続中ニ懐胎シタル子ハ苟モ父ニ於テカ否認權ヲ行使セサル限りハ其ノ父ノ子ト認ムヘキモノナリ

子ノ出生前母カ離婚ニ因リ夫家ヲ去ルモ其ノ生レタル子ハ当然夫家ニ属スルモノトス(大正六年控第六七〇号、同七年二月十四日判決)

- 一 本島慣習ニハ婿養子ナルモノナシ(明治三十五年控第八号、同三十六年九月十六日判決)

- 一 自己ノ本拠ヲ廢シ他家ニ同居スル者ハ其ノ同居シタル家族トシテ取扱ハルヘキモノトス(明治四十四年控第二〇二号、同四十五年五月二十二日判決)

- 一 妾ハ夫家ノ家族トシテ入戸スルモノトス(明治四十四年控第三〇九号、同年八月十六日判決)

- 一 本島ニ於ケル慣習上婚姻ニ因リ他家ニ入りタル者カ夫ノ死亡後改嫁シタルトキハ前夫ノ家トハ婚姻ニ因リテ生シタル親権及家族関係消滅シ後夫ト離婚シタルトキハ前夫ノ家ニ復帰スヘキモノニ非スシテ其ノ生家ニ復帰スヘキモノトス（大正十年上民第四〇号、同十五年五月十八日判決）
- 一 招夫ハ婚姻ニ因リ招家ニ入ルト雖モ招家ノ家族タル身分ヲ取得スルコトナク招家ノ財産ヲ相続スヘキ権利ヲ有スルコトナシ招夫ト媳婦子トノ間ニ生レタル子亦然リ（大正十年上民第三八号、同年五月十九日判決）
- 一 招夫ハ招家ノ同宗タル身分ヲ取得セサルト同時ニ亦生家ノ宗族タルノ身分ヲ失ハサルモノトス（明治四十三年控第六八号、同年六月十一日判決）
- 一 旧慣上ノ所謂媼媒嫗ナルモノハ終身使役セラレ身体ノ自由ヲ拘束セラルルモノナルコトハ顯著ナル事実ナリ
右ノ如ク他人ヲ媼媒嫗トナシ終身拘束ヲ受ケシムルカ如キ合意ヲナスモ其合意ハ所謂公ノ秩序善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスルモノニシテ無効ナリ（大正六年控第五五七号、同年十一月七日判決）
- 一 媼媒嫗トシテ婦女子ヲ他ヨリ貰受クルカ如キ約旨ハ所謂公ノ秩序善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスルモノニ外ナラスシテ無効ナリ（大正七年控第六五号、同年二月二十二日判決）
- 一 媼媒嫗ノ如ク終生人ノ自由ヲ制限スル身分関係ヲ成立セシムル所為ハ公序良俗ニ反スルカ故ニ本人ハ相当事由アル場合ニ於テハ何時ニテモ其身分関係ヨリ脱退スルコトヲ得ヘク戸主タルヘキ者ニ於テ之ヲ拒否シ得サルヤ言ヲ俟タス（大正十年控民第四一四号、同年七月十八日判決）
- 一 親女ノ出嫁ニ際シ他二人ノ女ヲ媼媒嫗トシテ随從セシメ夫家ニ入ラシメタル場合ニ其ノ後親女カ死亡シタリトノ一事ノミニヨリ直ニ媼媒嫗ノ取戻ヲ為スハ不当ナリ（明治四十年控第五六八号、同四十一年十二月八日判決）

第三章 婚姻

第一節 婚姻制度

- 一 婚姻ヲ確保スル為旧慣上典礼トシテ授受シタル物品ニシテ現存スルモノ並ニ聘金ハ離婚ノ場合ニ於テ特ニ協定セサル限りハ之ヲ返還スヘキモノトス（明治四十一年控第六五四号、同四十二年三月一日判決）
- 一 聘金ノ一部支払ヲ後日ニ留保シテ婚姻ヲ為シ後日其支払ナキニ於テハ離婚スヘシトノ特約ヲ為スモ斯カル特約ハ公ノ秩序善良ノ風俗ニ反スルヲ以テ無効ナリ（大正五年控第七二〇号、同六年一月二十二日判決）
- 一 旧慣上男尊女卑ノ觀念著シク夫ハ何等欠点ナキ妻妾タリトモ任意ニ之ヲ離婚シ得ヘク斯カル場合ニハ先ツ妻妾ノ実家ニ交渉シ聘金ヲ標準トスル相当金額ノ還付ヲ受クルコトアリシモ之レ婚姻ヲ売買婚トシ聘金ヲ以テ其ノ身代金ナリトスル下流社会ニ行ハレタル觀念ニ基ク結果ニ過キササルヲ以テ斯ル慣習ニ基キ離婚ノ場合ニ聘金ノ返還ヲ認ムヘキ理由トナスニ足ラス（大正六年控第九〇号、同年四月十四日判決）
- 一 婚姻ノ聘金ハ内地ノ結納ト同シク礼物トシテ授受セラレ婚姻ノ成立ヲ表明スルモノナレハ一旦婚姻シテ適法ニ成立セシカ仮令其後ニ至リ離婚ノ原因妾ニ存スル場合ト雖之カ為メ既ニ授受セラレタル聘金ノ返還ヲ請求シ得ヘキ筋合ノモノニ非サルナリ（大正六年控第九〇号、同年四月十四日判決）
- 一 本島ニ於テハ主婚者ヲ差置キ単二戸主タル故ノミニ依リ当然ニ其聘金ヲ請求スル権利ナキコト洵ニ明ナリ（大正九年控民第三二〇号、同年六月二十三日判決）
- 一 本島人間ニ於テ婚姻又ハ妾契約ヲ為スニ付聘金ヲ授受スルハ素ヨリ推奨スヘキ慣習ニハ非スト雖慣習上婚姻又ハ妾契約成立ノ儀礼トシテ為シ来タリタルモノニ係リ之ヲ人身買売ノ代金ナリト為スハ其ノ当ヲ得タルモノニ非ス

聘金ニ関スル契約ハ妾契約ノ成立ヲ前提トシ之ニ付随スルモノニシテ婚姻又ハ妾契約ナルモノハ旧慣上定レル式ヲ挙クルニ依リ成立スル所謂要式行為ニ属ス

聘金ヲ授受シタル上挙式ヲ為スコトヲ約シタル場合ト雖特約ヲ為ササル限り後日ニ至リ挙式ヲ為ササルコトヲ確定シタルトキハ聘金ニ関スル契約ハ其ノ性質上効力ヲ失フモノト謂ハサルヘカラス（大正十三年控民第二五六号、同年六月二十七日判決）

一 婚姻破約ノ原因カ婚姻当事者タル者ノ意思ニ出テタリトスルモ主婚者トシテ婚約ヲ為セル者ハ其相手方ニ対シ其破約ヨリ生シタル損害ヲ賠償セサルヘカラス（大正四年控第六〇七号、同年十一月九日判決）

一 戸主ニ非サレハ主婚者タルヲ得スト為ス理由ナシ（大正七年控第四一九号、同年九月二十七日判決）

一 現時ノ法律觀念ニ於テハ婚姻ノ予約ハ一般契約ト同様当事者合致ノ意志ニ立脚スルコトヲ要件トス從テ古來支那法系ニ於テ認メラルル尊属カ意志能力ナキ卑属タル幼者ノ為ニスル婚姻又ハ意志能力アル卑属ノ意志ヲ度外シタル婚約ノ如キハ前示法律觀念ニ背馳シ適法ニ其ノ効力ヲ生スルモノナルコト勿論ナリ（大正八年控第三三二号）⁽⁴⁾

一 旧慣ニ拠レハ婚姻ノ予約ヲ為シタル男女ノ一方カ死亡スルトキハ其婚姻ノ予約ハ自然ニ解消シ女家ハ聘財ヲ男家ニ返還スルノ義務ナク且其女カ未タ夫家ニ入ラサルニ於テハ夫家ノ同意ヲ要セス任意ニ他ニ出嫁セシメ得ヘキモノナリ（大正七年控第五八九号、同年十二月二十五日判決）

一 血族上ノ兄弟タラサル螟蛉子ヲ迎ヘテ死亡者ノ遺妻ト結婚セシムルカ如キハ本島ニ於テハ其ノ事例アリ（大正二年控第一二四号、同年十一月八日判決）

第二節 正式ノ婚姻

第一款 婚姻ノ成立

第一、婚姻ノ要件

- 一 正式ノ婚姻ニハ必ス婚字ノ立字アルモノトス (明治三十九年控第二三〇号、同年七月四日判決)
- 一 旧慣ニ依レハ婚姻又ハ離婚ハ当事者ノ意思ノミニテ成立スルモノニアラス尊属親ノ意思ニ従フヘキモノナリ (明治四十年控第二八八号、同四十一年四月二十九日判決)
- 一 婚姻ハ本島ニ於テモ当事者カ旧慣ニ基キ之カ手續ヲ為スニ当リ任意承認ノ下ニ於テ為スコトヲ必要トシ判決ニ依リ一方ノ意思ヲ強制シ成立セシムヘキ性質ノモノニ非ス (明治四十四年控第六一〇号、同年十二月十九日判決)
- 一 本島人間ノ婚姻ニ付テハ届出ヲ以テ効力ヲ生セス事実上婚姻シタル以上ハ其効力ヲ生ス (大正六年控第三一七号、同年七月十八日判決)
- 一 本島人間ニ於テハ婚姻ハ挙式ニ因リテ成立シ届出ヲ要スルモノニ非ラス (大正十年控民第四八〇号、同年十月十四日判決)
- 一 本島人間ノ婚姻ハ慣習上存スル一定ノ儀式ヲ举行シタルトキハ其ノ効力ヲ生シ戸届ニ因リ始メテ効力ヲ生スルモノニ非ス (大正十一年上民第一〇一号、同年十一月三十日判決)
- 一 婚姻ノ儀式中嫁娶即輿入ノ式ハ婚姻ノ成立ニ付決シテ省略スルヲ許サレサルモノトス故ニ輿入ノ式ヲ了セサル事實アルニ於テハ未タ以テ婚姻成立シタリト云フコトヲ得サルモノトス (明治三十九年控第一〇六号、同年七月四日判決)
- 一 婚姻ノ儀式中嫁娶即輿入ノ式ハ婚姻ノ成立ニ付決シテ省略スルコトヲ許ササルモノトス故ニ輿入ノ式ヲ了セサル事實アルニ於テハ未タ以テ婚姻成立シタリト云フコトヲ得サルモノトス (明治四十年控第三六六号、同年十月十六日判決)

第二、婚姻ノ無効

一 一旦成立シタル婚姻ニ就テハ人違其他ノ事由ニ依リ当事者間ニ婚姻ヲ為ス意思ナシトスル場合ハ格別単ニ戸主カ之ニ関与セザリシト云フカ如キ輕微ナル瑕璫ニ依リテ之ヲ無効トスヘキニ非ス（大正十年控民第五四〇号、同年十月二十六日判決）

一 現存ノ夫婦關係ヲ解消セシメタル上直チニ其婦女ヲ自己ノ妻ト為ス契約ノ如キハ公ノ秩序ヲ乱シ善良ノ風俗ニ反スル事項ナリトス（明治四十三年控第二三〇号、同年五月二十六日判決）

第二款 婚姻ノ効果

一 妻ノ贈与又ハ売買ノ如キ公ノ秩序ニ反スル行為ハ其ノ効力ヲ認ムルヲ得ス（明治四十二年控第五六七号、同年十二月十日判決）

一 蓄妾ハ方今人文ノ開進セル社会ニ在リテハ固ヨリ嫌惡スヘキモノナリト雖モ本島ニハ古來蓄妾ハ公認セラレ今尚其ノ習俗存スル所ナルヲ以テ男子カ妾ヲ迎フルコトハ本島ニ於テハ社会觀念上其ノ妻又ハ縁女ノ声価ヲ傷クルコト重大ナリト云フヲ得ス（大正十一年上民第九四号、同年一月十九日判決）

一 夫カ妾ヲ迎フルコトハ本島ノ旧慣上認容セラルル所ナルヲ以テ迎妾ノ一事ヲ捉ヘテ妻ニ対スル重大ナル侮辱ト謂フヲ得サルヤ言フ俟タス（大正十二年控民第五六六号、同年一月十五日判決）

一 妻ハ夫ト同居スル義務ヲ負フト同時ニ夫ハ妻ヲシテ同居ヲ為サシムルコトヲ要スルハ夫婦間ノ常道ナリ故ニ正當ノ事由ナクシテ夫カ妻ヲシテ同居セシムルコトヲ拒絕スルハ所謂惡意ノ遺棄ニ外ナラス（大正十一年上民第六一号、同年八月二十四日判決）

一 夫ノ意ニ反シテ別居セル妻ニ対シテハ夫ハ扶養ノ義務ヲ負ハストノ慣習又ハ条理ノ存スルコトナシ（大正十一

年上民第六一號、同年八月二十四日判決)

第三款 夫婦財産關係

- 一 有夫ノ妻ト雖獨立シテ債務ヲ負擔スルヲ得 (明治三十二年控第三〇一號、同年三月二十八日判決)
- 一 夫生存中ニ於テ其妻カ獨立シテ私号ヲ有シ不動産ヲ買得スルカ如キハ異例ニ屬ス (明治三十五年控第一〇一號、同三十三年八月四日判決)

- 一 婚資ハ婚嫁ニヨリテ夫ノ所有トナルモノニ非スシテ依然妻ノ特有財産タルモノトス (大正七年控第五〇四號)⁽⁵⁾
- 第四款 離婚

- 一 旧慣ニ依レハ婚姻又ハ離婚ハ当事者ノ意志ノミニテ成立スルモノニアラス尊屬親ノ意志ニ從フヘキモノナリ (明治四十年控第二八八號、同四十一年四月二十九日判決)
- 一 夫死亡ノ場合ニ遺妻カ単ニ自己ノ意思ニ基キ生家ニ復歸シ得ル慣習ナシ、若シ復歸ヲ欲セハ尊屬親アル場合ハ其ノ承諾ヲ得ヘク又尊屬親無キ場合ト雖戸主アレハ之カ承諾ヲ要スヘキモノトス (明治四十五年控第二三三號、同年五月二十七日判決)

- 一 妻カ不穩当ナル言語ヲ發シテ本夫並ニ姑ヲ罵詈スル事實アリトスルモ此ノ事ノミヲ以テ直チニ離婚ノ原因アルモノトスルヲ得ス (明治四十年控第二七八號、同年七月六日判決)

- 一 単ニ一家ノ和合ヲ欠クノ一事ハ離婚ノ原因ト為スヲ得ス (明治四十一年控第二九三號、同年六月二十三日判決)
- 一 養子又ハ夫トシテ迎ヘタル者カ之ヲ迎ヘタル者ノ予期スルカ如キ技能ニ乏シカリシ事情アリトスルモ直ニ以テ法律上離縁又ハ離婚ノ原因アルモノト為スヲ得ス (明治四十二年控第四九二號、同年十月二十三日判決)

- 一 単ニ金錢ノ支払ノ有無ヲ条件トシテ離婚ヲ約スルカ如キハ公ノ秩序善良ノ風俗ニ反スル所為ナルヲ以テ仮リニ

養料支払ノ延滞四箇月ニ及フトキハ妻ヲ離婚シ実家ニ帰還セシムヘキ旨ノ契約アリトスルモ素ヨリ其ノ効力ヲ認め難ク斯カル原因ニヨル離婚請求ハ其ノ理由ナシ（大正四年控第六七七号、同五年一月二十六日判決）

一 離婚セスシテ妻ヲ放逐シ得ル慣習在ルコトヲ認ムヘカラス（明治四十二年控第二三一号、同年五月二十八日判決）

一 離婚ノ事実ナキ限り夫婦カ国籍ヲ異ニシタルコト自体ニヨリテ直ニ離婚アリタルモノト為スヲ得ス（大正八年控民第七五八号、同九年五月二十二日判決）

一 結婚後窃盜罪ニ依リ四回処分ヲ受ケタル事実ハ妻ノ名誉ヲ傷ケタルモノトシテ離婚ノ原因ト為スニ足ル（明治四十三年控第一二九号、同年八月十七日判決）

一 夫カ破廉恥罪ヲ犯シ処刑セラレ又ハ同居ニ堪エサル虐待ヲ為ス等ノ場合ニ於テハ妻ヨリ離婚ノ請求ヲ為スコトヲ得（明治四十五年控第一〇七号、同年三月二十日判決）

一 凡ソ夫婦ハ互ニ相敬シ互ニ名譽ヲ尊重スヘキ義務アルモノト謂ハサルヘカラス然ルニ夫カ窃盜罪ニ依リ懲役六箇月ノ処刑ヲ受ケタル事実アル以上妻ハ其ノ名誉ヲ害セラレタルコト甚タ重大ナルモノト云フヘシ（大正十一年控民第二七号、同年四月二十二日判決）

一 婚姻成立ノ際何等調査ヲ為サスシテ後日ニ至リ配偶者ノ婚姻前ニ於ケル前科ヲ覺知シタレハトテ之ヲ事由トシテ裁判上離婚請求ヲ為シ得ヘキ慣習又ハ条理存スルコトナシ（昭和三年控民第九八号、同三年七月十日判決）

一 単ニ殴打ノ一事ヲ以テ同居ニ甚エサル虐待アリトシテ離婚ノ原因ト為スヲ得ストス（明治四十三年控第三七号、同年二月二十二日判決）

一 木竹ノ如キ硬固ノ物体ニテ乱打シ或ハ爪甲齒牙ニテ傷ケ綱帶類ノ如キモノニテ絞搾シ為ニ疾病休業ニ週間ヲ要スル創傷ヲ負ハシムルカ如キハ頗ル重大ニシテ夫婦間ト雖忍容ヲ強フヘキ程度ヲ超ヘタルモノナレハ同居ニ甚エ

サル虐待ヲ加ヘタルモノトシテ離婚ノ原因ト為スニ足ル(大正三年控第六七九号、同四年一月二十九日判決)

一 案スルニ慣習上離婚ノ原因タルヘキ同居ニ甚エサル虐待トハ継続的ナルト一時のナルトヲ問ハス其ノ所為苛酷ニシテ到底夫婦ノ關係ヲ持續シ同居スルニ甚エサル程度ノモノヲ指称スルモノト解スルヲ相当トス故ニ夫ノ妻ニ加ヘタル殴打傷害カ同居ニ甚エサル虐待ナリトシ之ヲ離婚ノ原因ト為スニハ其ノ殴打傷害ノ輕重ノミニヨリ決スヘキモノニ非スシテ其ノ殴打傷害ヲ加ヘタル原因動機等ヲ参酌シ該殴打傷害カ所謂苛酷ノ所為ナリト称シ得ヘキヤ否ヤニヨリテ之ヲ決スルモノト謂ハサルヘカラス(昭和六年上民第一四二号、同年七月二十二日判決)

一 正妻ヲ妾ノ地位ニ貶點シ妻ノ待遇ヲ為ササラント企図スルカ如キハ一家ノ秩序ヲ紊乱シ倫常ヲ無視セル不法行為ニ屬シ妻ニ対シテ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルモノナルカ故ニ妻力カ之ヲ原因トシテ離婚ヲ請求スルハ相当ナリ(明治四十一年控第七一四号、同四十二年三月十日判決)

一 夫婦關係カ法律上保護セラレ妻タルモノカ其ノ身分ニ伴フ權義ノ主体タル以上ハ夫カ妻ヲ他ニ売却スルカ如キ行為ハ現今本島ノ社会状態ニ於テモ妻ニ対スル重大ナル侮辱トシテ離婚ノ原因ト認ムヘキモノトス(明治四十三年控第四一八号、同年十二月十五日判決)

一 夫カ聘金ヲ得テ其妻ヲ他ニ転嫁セシメントシ其ノ交渉ヲ開始シ且後妻ノ候補者ト目スヘキ女子ヲ入レテ之ト同棲スル如キハ妻ニ対シ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルモノト云フヘク以テ離婚ノ原因ト為スニ足ル(大正九年控民第五七号、同年三月四日判決)

一 妻ノ家出後夫カ妾ト同棲シ居ル事實アリトスルモ未タ以テ妻ハ夫ヨリ重大ナル侮辱ヲ受ケタリト論スルコトヲ得ス(大正十年上民第七七号、同年十月二十日判決)

一 正妻アルニ拘ラス其後他女ト婚姻同居スルカ如キハ正妻ニ対シ重大ナル侮辱ヲ与ヘタルモノト謂フヲ得ヘク離

婚ノ正當ノ事由ト認ム（大正十一年控民第八一六号、同年十一月二十日判決）

一 妻ニ対スル重大ナル侮辱トハ妻ノ名誉面目ヲ毀損スルコト重大ナルヲ云フ

夫ノ行為カ妻ノ名誉面目ヲ毀損スルヤ否ヤ且毀損スル程度カ重大ナルヤ否ヤハ一ニ当事者ノ属スル社会一般ノ觀念ニ依リテ決スヘキモノトス（大正十二年上民第一三三二号、同十三年二月十四日判決）

一 本島ニ於テハ古來蓄妾ノ風習ヲ存シ今モ尚夫カ妾ヲ迎ヘ之ヲ戸内ニ容ルルモ妻ハ敢テ之ヲ咎メサルノミナラス妾ト同棲シテ厭ハス世人モ亦之ヲ怪マサル風アルハ顯著ナル事實ナリ故ニ現時ニ在リテハ夫カ妾ヲ迎ヘテ入戸セシメタル事實自体ハ未タ以テ妻ニ対スル重大ナル侮辱ナリト云フヘキニ非ス（大正十二年上民第一三三二号、同十三年二月十四日判決）

一 夫カ妾ヲ迎フルコトハ本島ノ旧慣上認容セラルル処ナルヲ以テ迎妾ノ一事ヲ捉ヘテ妻ニ対スル重大ナル侮辱ト謂フヲ得サルヤ言ヲ俟タス（大正十二年控民第五六六号、同年一月十五日判決）

一 案スルニ離婚原因タル所謂重大ナル侮辱トハ夫婦ノ一方カ他ノ一方ニ対シ相互ニ保護スヘキ夫婦本来ノ義務ニ違背シテ精神上苦痛ヲ与フル所為ヲ謂フモノニシテ彼ノ同居ニ甚エサル虐待ノ如ク肉体上ニ痛苦ヲ与フル所為ト異リ必スシモ同居中ノ行為ニ限ルヘキ謂レアルコトナシ從テ別居中ト雖苟モ夫婦ノ一方カ他ノ一方ヨリ重大ナル侮辱ヲ受ケタル以上該侮辱ヲ以テ離婚ノ原因トスルニ妨ナシ加之重大ナル侮辱ヲ受ケタリトスル夫婦ノ一方カ當時ノ他ノ一方ニ対スル同居ノ義務不履行ノ事實アリトスルモ其ノ受ケタル重大ナル侮辱ヲ原因トシテ離婚ノ訴ヲ提起シ得サル理屈アルコトナシ（昭和六年上民第三七一号、同七年二月二十七日判決）

一 案スルニ配偶者ノ一方及其ノ直系尊属ヨリ刑事ノ告訴ヲ提起セラレ不起訴処分ヲ受ケタル他ノ一方カ右ノ告訴提起ヲ以テ重大ナル侮辱ナリトシ之ヲ理由トシテ離婚ヲ訴求スルニハ該告訴ニ付誣告罪ノ構成要件ヲ具備スルノ

要アルコトナキハ固ヨリ所論ノ如クナルモ亦単ニ告訴提起ノ一事ヲ以テ直ニ重大ナル侮辱ナリト断スヘキモノニ非ス、告訴人ニ於テ告訴ニ係ル犯罪事實存スト信スヘキ相当ノ理由アルトキハ該告訴ハ權利ノ行使ニシテ之ヲ目シテ配偶者ノ一方ニ対シテ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルモノト謂フヲ得ス(昭和七年上民第一六三号、同年十月一日判決)

一 夫カ悪意ヲ以テ妻ヲ遺棄シタルトキハ妻ハ離婚ノ請求ヲ為スコトヲ得(大正七年控第二三七号、同年七月八日判決)

一 妻ハ夫ト同居スル義務ヲ負フト同時ニ夫ハ妻ヲシテ同居ヲ為サシムルコトヲ要スルハ夫婦間ノ常道ナリ故ニ正当ノ事由ナクシテ夫カ妻ヲシテ同居セシムルコトヲ拒絶スルハ所謂悪意ノ遺棄ニ外ナラス(大正十一年上民第六一号、同年八月二十四日判決)

一 夫カ妻ノ直系卑属ト争論ノ末之ヲ突キ倒シ鎌ヲ以テ前額部ニ斬リ付ケ鎌ノ柄ニテ左下顎部ヲ殴打シ切創傷及打撲傷ヲ負ハシメタル為傷害罪ニ依リ処刑セラレタルカ如キハ妻ノ直系尊属ニ対シ虐待ヲ為シタルモノト認ムヘキニヨリ之ヲ以テ裁判上離婚ノ原因ト為スニ足ル(大正七年控第六三号、同年二月二十二日判決)

一 夫カ妻ノ尊属親ヲ殺害シタル事實アル以上ハ妻カ離婚ヲ求ムルハ相当ナリ(大正七年控第二二八号、同年六月五日判決)

一 離婚ニ基ク届出ヲ為ス義務ハ其当事者ノ属スル戸主ノ義務ナルコト戸口規則上疑ナキ所ナリ(大正八年控民第一四七四号、同九年三月四日判決)

第三節 変例ノ婚姻

第一款 招入婚姻

- 一 招夫ハ招入、招出ノ別アリト雖元來招家ノ家政ヲ弁理シ又ハ其家ノ嗣子ヲ挙クル等ノ目的ノ為ニ家女ト婚姻スルモノニ外ナラサレハ其家ノ戸主トハ常ニ服従關係ヲ有シ獨立シテ一家ノ主宰者トナリ公私百般ノ事ニ当ルヲ得サルコトハ顯著ナル慣習ナリ、故ニ招夫カ自己及家族ニ冷遇ヲ受ケ同居シ難キ事情アリトスルモ単ニ此ノ事情ノミニ因リ戸主ノ意ニ反キ妻子ノ引渡ヲ強要シ之ト別居セントスルカ如キハ全然招夫ノ目的ニ違背スルモノトス(明治三十九年控第三二五号、同年九月六日判決)
- 一 妻カ夫家ニ入りタル以上ハ普通婚姻ニシテ反証ナキ限りハ招夫婚姻ト見ルヘキモノニ非ス(明治四十三年控第六八三号、同年十二月七日判決)
- 一 招夫婚姻ハ繼嗣或ハ家人ノ扶養慰藉其他諸種ノ目的ノ為ニ之ヲ為スモノニシテ出生子ノ所屬ハ招婚字ニ於テ特約スルヲ普通トスレトモ繼嗣ヲ得ンコトヲ目的トセサルモノニシテ且ツ特ニ協定ナキ場合ニハ其子ハ招夫ニ屬スヘキモノトナスヲ通例トス(大正元年控第一九三号、同年十二月十八日判決)
- 一 夫死亡後寡婦カ招夫婚姻ヲ為シタル後其住居ヲ移転スルモ従前ノ戸口ヲ廢絶シタルモノト認ムルコトヲ得ス(大正二年控第三五七号、同年十月三十日判決)
- 一 招婚及招夫ノ制度ハ台湾ニ於テ從來行ハルル慣習ニシテ毫モ公序良俗ニ反スルモノニアラス(大正九年控民第五〇四号、同年九月二十四日判決)
- 一 贅入招婚字ヲ立テ婚姻ノ儀式ヲ挙行シタル以上ハ招夫婚姻ハ成立シ戸口届ニヨリ始メテ婚姻成立スルモノニ非ス(大正六年控第一六〇号、同年六月九日判決)
- 一 招夫婚姻ノ主婚人タル者ハ其ノ尊屬親タルヲ通例トス(大正八年控民第七一二号、同九年五月十八日判決)
- 一 招夫ハ招家ノ戸主トナルヲ得ス(明治四十年控第六三五号、同四十一年四月二十二日判決)

- 一 招夫ハ招夫ヲ為シタル婦ノ代理人ニ非ス(大正七年控第一五九号、同年六月二十九日判決)
- 一 婦人ハ普通出嫁スヘキモノニシテ招贅スルカ如キハ慣習上例外ニ属スルカ故ニ是カ主張者ハ拳証ノ責アルモノトス(明治三十一年控第一九六号、同年六月十四日判決)
- 一 招夫ハ家政上婦若ハ遺子タル幼者ヲ補助スルコトアルモ当然自己ノ名義ヲ以テ其ノ財産ヲ処分シ若ハ之ヲ管理スル如キ権能アルモノニアラス旧時訴訟上ニ於テモ婦女幼者ノ抱告等ノ地位ニ止マリ決シテ訴訟当事者タリシコトナシ(明治三十三年控第三〇二号、同三十四年三月八日判決)
- 一 招夫ハ婦家ノ財産祭祀等ニ関シテハ何等ノ權利ヲ行使スルヲ得ス(明治三十四年控第二九九号、同三十五年六月六日判決)
- 一 招夫ハ其ノ入家シタル家ノ財産ニ対シテハ何等ノ權利ヲ有スルモノニ非ス(明治三十六年控第三二二号、同三十七年一月二十六日判決)
- 一 招夫ハ招家ニアリテハ相続権ヲ得ル能ハサルト同時ニ亦生家ノ宗族タルノ身分ヲ失ハサルモノトス(明治四十三年控第六八号、同年六月十一日判決)
- 一 招夫ハ招家ニアリテハ相続権ヲ得ル能ハサルト同時ニ其家ノ相続権ヲ喪失セス(明治四十三年控第四七〇号、同年十一月五日判決)
- 一 招夫ハ旧慣上招家ノ財産ヲ承継スヘキ權利ナシ
- 一 招夫ハ旧慣上招家ノ相続關係ニ付テハ利害關係ヲ有セサルモノナレハ招夫カ招家ノ相続ニ関スル親族協議ニ関与セサレハトテ直ニ該協議ヲ以テ不当ノモノナリト謂フヲ得ス(明治四十五年控第三九六号、大正元年八月十日判決)
- 一 招夫婚姻後招夫ノ実家ノ尊属親死亡シ他ニ相続人ナキ場合ニ於テ招夫カ実家ノ相続ヲ為スハ相当ナリ(大正二

年控第一二二号、同年四月九日判決)

一 招夫ハ其入戸セル家ノ財産ニ付何等ノ權利ヲ獲得セサルト同時ニ実家ニ於ケル財産上ノ地位ヲ失フモノニアラス(大正八年控民第一三六・一三八号、同九年十二月二十九日判決)

一 招夫ハ婚姻ニ因リ招家ニ入ルト雖モ招家ノ宗族タル身分ヲ取得スルコトナク招家ノ財産ヲ相続スヘキ權利ヲ有スルコトナシ招夫ト媳婦仔トノ間ニ生レタル子亦然リ(大正十年上民第三八号、同年五月十九日判決)

一 招夫ハ婦家ニ入ル慣習ナルカ故ニ婦ノ同意ヲ得スシテ招家以外ニ任意ニ居所ヲ定ムルヲ得ス(明治四十一年控第四八九号、同年十一月二十日判決)

一 招夫ハ招家ニ入り其ノ婦ト同居スル義務ヲ負ヒ招家ノ戸主又ハ其ノ婦ノ同意ヲ得スシテ招家ヲ離レ独立シテ其住所ヲ選定シ招家ニ在ル婦ヲシテ之ニ移転セシムルノ權利ヲ有セス(明治四十二年控第四一一号、同年九月十八日判決)

一 招夫カ当初ノ予想ニ反シ招家ニ充分ノ給養ヲ為シ得サル事實ヲ以テ直ニ招家ノ尊属ヨリ養料ノ請求ヲ為スハ不當ナリ(明治四十四年控第九五号、同年三月六日判決)

一 本島ニ於テ夫ノ死後更ニ後夫ヲ迎フルノ類例アルコトハ認ムヘキモ其際ニ於テハ招贅夫字ヲ作製シ当事者間ニ出生シタル子ニ関スルコトモ明約セラルヘキモノトス(明治三十四年控第五四号、同年七月十二日判決)

一 招夫契約ニ於テ招家ニ属スル生子ノ帰属ヲ定メタル以上ハ仮令戸口簿ニ反対ノ記入アルモ之ニヨリテ直ニ招家ノ子ニアラスト云フコトヲ得ス(大正二年控第四二二号、同年八月十六日判決)

一 招夫契約ニ於テ将来招家ニ帰属スル子アルトキハ其子ニ対シ遺産ヲ均分取得セシムヘキコトヲ約定シタル場合ハ其子ハ先代ノ遺産ニ対シ相続権ヲ主張スルコトヲ得(大正二年控第四二二号、同年八月十六日判決)

- 一 招贅ニヨリ子孫ヲ得ンコトヲ目的トスル場合ニハ進贅字内ニ於テ招夫ニヨリテ生レタル子ノ所屬ヲ明定スルヲ通常トスルカ故ニ招贅字ニ何等ノ定ナキ場合ハ其所生ノ子女ハ之ヲ招夫ニ帰屬セシムル意ナリシト解スルヲ相当トス(大正三年控第一一九号、同年三月六日判決)
- 一 家女ト招夫トノ間ニ生レタル子ハ一応招家ノ相続者ト看做スヘキモノトス(大正六年控第六〇六号、同七月十一日判決)
- 一 家女ト招婿トノ間ニ出生シタル子ハ先ツ其ノ長男ヲシテ招家ヲ継カシムル慣習ノ存在セサルコトハ顕著ナル事實ナリ(大正九年控民第五〇四号、同年九月二十四日判決)
- 一 招夫ト媳婦仔トノ間ニ生レタル子ハ招夫婚姻ノ際予メ其出生男ヲ招家ノ継嗣トナスヘキ旨ノ特約存スルカ若ハ出生後其子カ招家ノ継嗣トナリタル場合ニ於テノミ招家ノ財産ヲ相続シ得ルモノトス(大正十年上民第三八号、高等法院上告部判例⁽⁶⁾)
- 一 本島ニ於テ媳婦仔ト其招夫トノ間ニ生レタル長男ハ当然其祖父ノ財産ニ付祖父ノ実子ト同等ノ相続権ヲ有ストノ旧慣アルコトナシ(大正十年控民第一一三号、同年三月十九日判決)
- 一 旧慣上招夫カ招出スルトキハ一戸ヲ構成ス而シテ既ニ一戸ヲ構成シタル以上ハ招家ノ戸主ニ於テ之カ分戸手續ノ請求ヲ為シ得ルモノトス(大正三年控第八六七号、同四年一月二十二日判決)
- 一 招夫カ収賄阿片令違反傷害罪等ニ依リ三度処刑セラレタル事実アルニ於テハ招家ノ家名ヲ汚辱シタルモノトシテ家長カ離籍ノ請求ヲ為スハ相当ナリ(大正元年控第一〇四号、同年十月十九日判決)
- 一 濫ニ家出ヲナシ妻ヲ遺棄シ招家ヲ顧ミサルカ如キ招夫ノ行為ハ離婚ノ原因ト為スニ足ル(明治四十五年控第二四一号、同年五月十七日判決)

一 招夫カ其ノ契約期限内招家ヲ出テ故ナク実家ニ帰リタル場合ニ妻カ離婚ヲ求ムルハ相当ナリ（大正元年控第二八二号、同年五月十七日判決）

一 招夫カ謂レナク家出シテ其妻ヲ遺棄シテ招家ヲ顧ミサル行為アルニ於テハ裁判上離婚請求ノ事由ト為スニ足ル（大正六年控第一九八号、同年七月七日判決）

一 招夫カ擅ニ招家ヲ去リ妻ヲ扶養セサル事実アルニ於テハ悪意ヲ以テ妻ヲ遺棄シタルモノト認ムルヲ相当トス（大正六年控第二三〇号、同年五月二十六日判決）

一 招夫カ謂レナク家出シテ其妻妾ヲ遺棄シテ招家ヲ顧ミサル行為アルニ於テハ裁判上離婚請求ノ事由ト為スニ足ル（大正七年控第八七号、同六年七月七日判決）⁽⁷⁾

第二款 夫妻婚姻

一 妾ハ本島ニ於テ一般ニ公認セラレタル身分關係ニシテ之ヲ以テ良俗ニ背クモノト云フヲ得ス（明治三十九年控第二九四号、同年八月三十一日判決）

一 妾ハ本島ノ旧慣ノ認ムル所ニシテ本島ニ於テハ必スシモ善良ノ風俗ニ反スル制度ナリト謂フヲ得ス

一 旧慣上既ニ妾ナルモノヲ認ムル以上ハ妻ハ其ノ意ニ反シテ妾ト同居スヘキ場合又之無キニ非ス（大正十年上民第七七号、同年十月二十日判決）

一 蓄妾ハ方今人文ノ開進セル社会ニ在リテハ固ヨリ嫌悪スヘキモノナリト雖本島ニハ古來蓄妾ハ公認セラレ今尚其ノ習俗存スル所ナルヲ以テ男子カ妾ヲ迎フルコトハ本島ニ於ケル社会觀念上其ノ妻又ハ縁女ノ声価ヲ傷クルコト重大ナリト云フヲ得ス（大正十年上民第九四号、同十一年一月十九日判決）

一 夫妻ノ關係ハ習慣上認容セラレタル身分關係ナルヲ以テ之ヲ目シテ公ノ秩序善良ノ風俗ニ反スルモノト断スル

ヲ得ス (大正十一年控民第三八七号、同年六月二十七日判決)

一 法律上妾ナル身分關係ヲ認ムルニハ旧慣ニ從ヒ其ノ身分關係ヲ生スルニ必要ナル實質ヲ備フルコトヲ要シ所謂
外妾ナルモノハ法律上之ヲ妾ト認ムヘキモノニ非ス (大正五年控第七〇六号、同年七月一日判決)

一 妾契約ノ下ニ聘金及物品ノ交付ヲ受ケタル事實アリトスルモ既ニ妾タル地位ニ立チタル以上ハ後日妾カ無斷家
出ヲ為シタリトスルモ夫ハ当初交付ノ聘金及物件ノ取戻ヲ為スヘキ權限ヲ有セス (大正六年控第五〇六号、同年十
月十二日判決)

一 妾ハ所謂準副妻ナレハ先ツ先妻アリシモノ又コレアルモノニシテ始メテ蓄妾スルコトヲ得ト為ス慣習存在ス
(大正八年控民第七五八号、同九年五月二十二日判決)

一 他人ノ妾ト婚姻スルハ不適法ナリ (明治三十九年控第一〇六号、同年四月二十三日判決)

一 妾ハ夫家ノ家族トシテ夫家ニ入戸スルモノトス (明治四十四年控第三〇九号、同年八月十六日判決)

一 夫ノ死後妻カ自由ニ妾ヲ革逐婦宗セシメ得ヘキ慣習ナシ (明治三十九年控民第三七号、同年三月九日判決)

一 夫ト一種ノ身分關係ヲ有スル妾ナルモノカ正妻ノ為ニ何等ノ事由ナク放逐セララルル慣習ノ存在ハ認め難シ (明
治四十年控第六三三号、同年二月二十七日判決)

一 本島ノ旧慣ニ依レハ妻妾ノ間其位置及權力ニ於テ嚴然タル區別ノ存在スルアリテ妾ハ其ノ所生ノ子ニ対シテ懲
戒監督ノ權力ヲ有スルコトナク嫡母ハ庶出ノ子ニ対シテモ尚親權ヲ有スルモノトス

一 仮令嫡母タルモノト雖己ニ家ヲ異ニスル庶子ニ対シ尚親權アリト云フヲ得ス (明治三十九年控第三七号、同年三
月九日判決)

一 本島ノ旧慣ニ於テ妾カ其子ニ対スル關係ハ嫡母ノ其所生ノ子ニ於ケルト異ルコトナク命令懲戒ノ權ヲ有シ又其

子女ノ婚姻及養子縁組ニ関シ同意権ヲ有ス妻ハ妾ノ子ニ対シテハ嫡母トシテ權利ヲ有スルヲ以テ妾ノ權利ハ自ら制限セラルルコトヲ免レス（大正七年控民一六六、一六八号）⁽⁸⁾

一 妾ニシテ家長ノ没後其家ニ止リ貞操ヲ守レル者ノ如キハ正妻及家長ノ嫡子孫ハ之ヲ扶養スルノ義務アルモ自ら其ノ節ヲ破リ其家ヲ離レテ情夫ト同居セルモノノ如キハ扶養ノ義務ナキモノト認ムルヲ至当トス（明治四十三年控四八七号、同年十月二日判決）

一 妾カ夫ノ不行跡ヲ条件トシ夫ヨリ財産上ノ利益ヲ獲得シ且夫権ヲ脱シ自由行動ヲ執ルコトヲ得ヘキ契約ノ如キハ善良ナル風俗ニ反スルモノナルコト明瞭ナリ（大正七年控四六六号、同年十月三日判決）

一 先代ノ妾カ他人ト私通シテ懷妊分娩シ濫ニ家出スルカ如キ行為アリタル場合ニ先代ノ承継人カ家族トシテノ妾ヲ離戸シ得ヘキハ当然ナリ

妾ノ離戸請求ニ付テハ妾ト妾ノ実家ノ戸主トヲ共同被告トシテ訴フルコトヲ要セス（明治四十五年控第一九〇号、同年五月十一日判決）

一 夫妻ノ關係ハ当事者ノ一方カ之ヲ存続スルノ意志ナキニ至リタルトキハ之ヲ存続スヘキ正当ノ事由アル場合ノ外寧口之ヲ解消セシムルヲ以テ条理ニ適スルモノトス、妾ヨリ夫ニ対スル離縁請求権ヲ認ムル上ハ夫ヨリ妾ニ対スル場合ト同様妾ヨリ夫ニ対スル場合ニ於テモ容易ニ離別シ得ルモノトセサルヘカラス（大正八年控民第八五三号、同九年二月十六日判決）

一 条理上變更ヲ受ケタル近時ノ慣習ニ依レハ夫及妾カ各夫妻關係ヲ持續スルコトヲ欲セサルニ至リタルトキハ其ノ何レヨリモ有効ニ離縁ノ請求ヲ為シ得ルハ事実ナリトス

妾ノ其ノ夫ニ対スル離縁請求権ノ行使ニシテ何等ノ制限ヲモ受ケサルモノトセハ其ノ離縁請求ノ原因事実ノ有

無二関セス直ニ其ノ請求ヲ理由アリト判示スヘキモノトス（大正十一年上民第一二三号、同十二年二月一日判決）

一 旧慣上夫カ妾ヲ離別スルニハ殆ント何等制限ナキモノナレハ妾ヨリ夫ニ対シ離別請求スル場合モ亦条理上之ト同等ナラサルヘカラス（大正十一年控民第七七四号、同年一月十八日判決）

一 台南地方ニ於テハ妾カ其夫ノ死亡後他ノ情夫ト通シテ懐胎分娩セル場合ハ勿論不行跡ノ所為アルコト明確ナル場合ニ於テモ戸主又ハ正妻タル遺妻ハ其ノ妾ニ対シ離戸請求権アルコト並ニ右ハ身分ノ高下ニ拘ラサル慣習ノ存スルコト明白ナリ（大正十二年控民第四二二号、同年十一月十日判決）

一 台南地方ニ於テハ先代ノ妾カ他人ト私通シ懐妊分娩シタルカ如キ不行跡アリタル場合ハ先代ノ長子又ハ本妻ハ離戸ヲ求メ得ル旧慣アリテ現時モ行ハレ居ル慣習ニシテ身分ノ上下ヲ問ハサルモノトス（大正十三年上民第一〇号、同年二月二十一日判決）

一 夫妾関係ノ如キハ擅ニ一夫一婦ノ淳風ニ反スルノミナラス妾ニトリテハ自己人格ノ毀損ナルカ故ニ妾ニ於テ之カ解消ヲ要求スル以上子女ノ教養其ノ他ノ事由ニ依リ特ニ存続セシムヘキ必要ナキ限り夫ニ於テモ之ヲ拒ムコトヲ得サルモノトス（大正十三年控民第三〇〇号、同年八月十三日判決）

第三款 養媳

一 媳婦仔トハ将来養家ノ男子ト婚姻スル目的ヲ以テ養家ニ入り養育セラルル女子ヲ云フモノトス

子女ノ尊属親相互ノ間ニ将来其ノ男子ト女子トヲ婚姻セシムルコトヲ談合シタルニ止リ女子カ男家ニ養入セラレサルトキハ旧慣上之ヲ定婚ト称シ養媳ト之ヲ區別シタリ（大正十二年上民第二六号、同十三年二月二十八日判決）

一 媳婦仔トハ縁組契約ニ依リ将来養親ノ特定セル男子又ハ不特定ノ男子ト婚姻スル目的ノ下ニ養家ニ入り養育セララルル女子ヲ謂フモノトス

其ノ男子カ右ノ婚姻ヲ欲セサルトキハ之ヲ拒否シ他ノ女子ト婚姻スルコトヲ得ヘシ然レトモ之カ為ニ媳婦仔縁組ノ主タル目的ヲ喪失スルヲ以テ該婚姻ハ媳婦仔離縁ノ一原因トナルコト本島ノ慣習トスル所ナリ（昭和五年上民第二五四号、同六年三月十一日判決）

一 養媳縁組ハ養子縁組ト異リ之ニ因リテ養者ト被養者間ニ親子ニ準スヘキ血族關係ヲ生スルコトナク子ノ婦対夫ノ父ニ準スヘキ姻族關係ヲ生スルモノニシテ其ノ目的ハ養媳ト其ノ夫ト為ルヘキ者トノ婚姻ニアルカ故ニ養媳ト其ノ夫ト為ルヘキ者カ婚姻ヲ為シタル場合ニハ目的ノ完了ニ因リテ縁組ハ当然ニ解消ス（大正九年上民第五七号、同年三月二十九日判決）

一 本島ノ慣習上媳婦仔ハ縁組當時其ノ夫トナルヘキ者ノ定マリタルト否トヲ論セス将来ニ於テ必ス子婦ト為サントスル目的ヲ以テ異性ノ養女ヲ養入シ成婚ノ婦ト同シク本姓ノ上ニ養家ノ姓ヲ冠シ養家ノ親族ニ対シ姻族關係ヲ生スルモノニシテ養女ハ之ト異リ前叙ノ目的ヲ有セス養家ノ姓ヲ冒シ養家ノ親族ニ対シ実子ト同一ノ親族關係ヲ生スルヲ以テ二者全然別箇ノ身分關係ヲ成立スルモノトス（大正十四年上民第一〇二号、同年八月四日判決）⁽⁹⁾

一 旧慣上売断ニ非サル媳婦仔ノ夫タルヘキ者死亡セル場合ニ於テ夫家ハ実家父母ノ承諾アルトキハ媳婦仔ヲシテ他家ニ縁組ニヨリ入戸セシムルコトヲ得（大正四年控第三五四号、同年七月八日判決）

一 本島ニ於ケル慣習上媳婦仔縁組ニ付必スシモ一定ノ儀式ノ举行ヲ成立要件ト為スモノニ非ス（大正十五年上民第一〇八号、同年九月十七日判決）

一 媳婦仔ニシテ他家ニ入戸シタル以上ハ将来夫タルヘキ者ノ死亡ヲ理由トシテ離戸ヲ訴求スルコトヲ得ス（大正二年控民第七六五号、同年十二月二十四日判決）

一 尊属親カ卑属親ニ対シ相当ノ懲戒権ヲ有スルハ本島旧慣ノ認ムル所ニシテ下層無知ノ人民カ或ル程度ニ於テ子

女ヲ鞭撻スルハ往々実見スル事例ナレハ懲戒鞭撻ノ結果手指ニ少許ノ表皮剥脱及臀部ニ線状ノ紫色班ヲ生シタリトスルモ単ニ此ノ事実ノミヲ以テ媳婦仔離縁ノ原因タル同居ニ堪エサル虐待ト認ムルニ足ラス(大正六年控第五五四号、同年十二月四日判決)

一 齡十一歳ノ媳婦仔ヲ養母カ屢々殴打シ左足関節部ヲ落花生採掘用鉄器ヲ以テ右手甲ヲ竹棒ヲ以テ殴打傷害シタルコト又頭部左眼窩部ヲ洗濯棒ニテ殴打シ治療十日ヲ要スル傷害ヲ加ヘタル如キハ親權者ノ有スル懲戒權ノ範圍ヲ超越スルハ勿論裁判上ノ離縁ノ事由タル虐待ナリト認ムルニ充分ナリ(大正七年控第六〇八号、同年十二月二十四日判決)

一 媳婦仔カ夫タルヘキモノト婚姻シ後日離婚シタル以上ハ離婚ヲ原因トシテ媳婦仔縁組ノ解消ヲ求ムルハ相当ナリ(大正六年控第二号、同年二月十日判決)

一 養子縁組(媳婦仔)ノ無効ニ帰シタル以上ハ当事者間相互ニ於テ相手方ヲ現状ニ回復スヘキ權利義務ヲ生スルコト論ヲ俟タサル所ナルヲ以テ授受シタル聘金ハ之ヲ交付者ニ返還スヘキ義務アルモノトス(大正七年控第二五三号、同年六月十四日判決)

一 他家ニ遣シタル成年者タル媳婦仔ノ引渡ヲ其養家ノ戸主ニナス場合ニハ先ツ当該媳婦仔カ実家ニ復歸スルヲ拒マサル旨ノ立証ヲ為ササルヘカラス、蓋シ戸主ニ於テ承諾スルトモ其ノ媳婦仔カ復歸ヲ欲セサル場合ニハ如何トモスヘカラサレハナリ(明治四十年控第六八八号、同四十二年二月十二日判決)

一 他ノ房ノモノカ或房ノ唯一ノ相続人タル婦女ヲ他家ノ媳婦ト為スカ如キハ許スヘキコトニアラス(明治四十二年控第六九五号、同四十三年三月三十一日判決)

一 甲、乙間ニ成立セル媳婦仔契約ニ基キ該媳婦仔カ甲家ヨリ乙家ニ入戸後更ニ他家ノ媳婦仔トナリタル場合ニ於

テ例令入戸ノ手續ナシトスルモ甲ヨリ乙ノミニ対シ離縁及身柄ノ引渡ヲ訴求スルハ不当ナリ（大正二年控第四六四号、同年十二月十二日判決）⁽¹⁰⁾

第四章 親子

第一節 実子

- 一 婚姻中ニ出生シタル子ハ反証ナキ限り夫婦ノ子ト推定ス（大正六年控第六七〇号、同七年二月十四日判決）
- 一 婚姻継続中ニ懐胎シタル子ハ苟モ父ニ於テ之カ否認權ヲ行使セサル限りハ其父ノ子ト認ムヘキモノナリ（大正七年控第七一号、同年四月二十二日判決）

一 子ノ出生前母カ離婚ニ因リ夫家ヲ去ルモ其生シタル子ハ当然夫家ニ属スルモノトス（大正七年控第七一号、同年四月二十二日判決）

第二節 養子

第一款 縁組ノ要件

一 家族カ自己ノ為養子縁組ヲ為スコトハ旧慣ノ認ムル所ナリ（明治四十二年控第五四五号、同年十一月二十九日判決）

一 尊長者カ其ノ子孫ノ為ニ養子ヲ為スト養親ト為ルヘキ者自ラ養子ヲ為ス場合ナルトヲ問ハス養親ハ親タルニ適スル年齢ニ達スルニ非サレハ養子ヲ為スコトヲ得サルヲ一般ノ慣例ナリトス（大正十年上民第三三三号、同年六月三十日判決）

一 本島ノ慣習ニ依レハ親族間ノ養子ニ付テハ同宗並ニ外姻トヲ問ハス尊卑昭穆ノ序次ヲ正スコトヲ要シ孫位ニア

ルモノカ子トナルコトヲ得サルヲ例トス(大正九年控民一四四号、同年二月十四日判決)

一 孫位ニアルモノヲ養子ト為シタルトキハ嚴正ノ意義ニ於ケル養子ト称スヘカラスシテ之ヲ養孫ト云フヘキモノナレトモ其ノ相続順位ニ関シテハ養子ト同列ノ地位ニ在ルコト本島ニ於ケル慣習ナリ(大正十一年上民第一〇七号、同十二年一月十八日判決)

一 二人以上ノ過房子又ハ螟蛉子ヲ為スコトハ其例ナキニアラス(明治三十九年控第四〇八号、同年十二月二十五日判決)

一 本島慣習ニ婚養子ナルモノナシ(明治三十五年控第八号、同三十六年九月十六日判決)

一 血族上ノ兄弟タラサル螟蛉子ヲ迎ヘテ死亡者ノ遺妻ト結婚セシムルカ如キハ本島ニ於テモ其ノ事例アリ(大正二年控第一二四号、同年十一月八日判決)

一 旧時ニ於ケル本島人間ノ養子縁組ハ養子ノ実父ト養父ノ合意ニヨリテ成立シ養子自身ハ勿論其実母又ハ養女ハ何レモ之ニ関与セサルヲ慣例トナシタルカ如シト雖叙上ノ慣習ハ時勢ノ変遷文化ノ發達ニ伴ヒテ自ラ改善セラレ近時行ハレル養子縁組ハ養父母ト養子トノ間若ハ養父母ノ一方在ラサルトキハ其生存スル一方ト養子トノ間ノ契約ニ拠リ又養子ノ年齢滿十五年未滿ナルトキハ其実父母若ハ実父母ノ一方在ラサルトキハ其生存スル一方カ養子ニ代リテ縁組ノ承諾ヲ為ス習俗漸ク馴致セラレ今ヤ之ヲ慣習トシテ是認スルニ充分ナリトス

養子縁組成立又ハ不成立ノ確定ヲ求ムル訴ニ関シテハ人事訴訟手続法ニ直接ノ規定ナキモ縁組ノ成立不成立若ハ之ニ因ル身分ノ變動ハ事公益ニ関シ其判決ハ之ニ絶対ノ効力ヲ附セシムルニ非サレハ其ノ目的ヲ達スルコト能ハサルヲ以テ之カ確定ヲ目的トスル所ハ養子縁組ノ無効取消若ハ離縁ヲ目的トスル訴ニ於ケルト同一ノ手続ニ従ハシムルヲ相当トスルヲ以テ之ニ人事訴訟手続法中養子縁組ニ関スル訴ニ付テノ規定ヲ準用スルヲ至当トス

養親ヨリ養子タル既存ノ身分關係ノ存在ヲ主張シ其ノ確定ヲ求ムル訴ハ同法第二十六條第二項ノ規定ニ準拠シ養父母共ニ存スル場合ハ養父母カ共同原告トシテ養子自身ヲ相手取り訴ヲ提起スルコトヲ要ス（昭和四年上民第八一號、同年九月二十五日判決）

一 本島ニ於ケル養子縁組ハ其届出ヲ要件トセサルカ故ニ裁判上認メラレタル養子縁組成立ノ日ニ係争養子縁組カ成立シタリト謂フヘク当該裁判確定ノ日ニ養子縁組カ成立スルモノニアラス（大正九年覆控民第五一〇號、同年十月二十九日判決）

一 養子縁組ヲ為スニ当事者カ親族会ト同視スヘキ族親ノ同意ヲ得ルコトヲ必要トスル慣習ナク又戸口規制ニ基ク届出ニ因リ始メテ其ノ効力ヲ生スルモノニ非サルヲ以テ養子縁組ニ付此等ノ手續ヲ履踐セサルノ故ヲ以テ其ノ効力ナシト論断スルハ当ラス（大正十一年上民第一〇七號、同十二年一月十八日判決）

第二款 縁組ノ無効

一 養子縁組ノ無効ニ帰シタル以上ハ当事者間相互ニ於テ相手方ヲ原状ニ回復スヘキ權利義務ヲ生スルコト論ヲ俟タサル所ナルヲ以テ授受シタル聘金ハ之ヲ交付者ニ返還スヘキ義務アルモノトス（大正七年控第二五三號、同年六月十四判決）

第三款 縁組ノ効果

一 過房子カ其ノ生家ヲ相続シタル為直ニ養家ノ相続權ヲ当然喪失シタルモノト云フヲ得ス（大正二年控第一七四號、同年五月五日判決）

一 旧慣ニ依レハ実子タルト螟蛉子タルトヲ問ハス均シク父ノ遺産ヲ承継ス（大正六年控民第四三〇號、同年十一月二十二日判決）

一 螟蛉子ハ雷ニ継嗣ノ為ノミナラス家門ノ隆盛ヲ計ルカ為ニ養フ所ノモノナレハ親生子ト同シク家ヲ立ツルノ産業ヲ与フヘキモノトス (明治三十四年控第一八号、同年三月十五日判決)

第四款 離縁

一 先代ヲ相続セル過房子カ仮令戸口簿ニ過房子トシテ登録ナシトスルモ直ニ之ヲ以テ離縁シタルモノト認ムルヲ得ス (明治四十四年控第六八四号、同年二月二十九日判決)

一 養女自身ニ於テ養親ニ対シ離縁ヲ求メ得ル慣習ナシ (明治三十九年控第一二九号、同年四月二十三日判決)

一 養親カ養子ヲ離縁シ得ヘキコトハ旧慣上少クトモ条理上毫モ疑ヲ容ルル余地ナシ (大正十年上民第六六号、同年十月十三日判決)

一 本島ニ於テハ養親カ既ニ死亡シタル場合ニ在リテハ其ノ家族ノ家長カ協議上ノ離縁ヲ為シ若ハ裁判上離縁ノ請求ヲ為シ得ヘキコトハ慣習上是認セラルル所ナルヲ以テ偶家長カ養子ノ後見人タリトスルモ家長タル資格ニ於テ協議上ノ離縁ヲ為スハ毫モ妨クル所ナシ (大正十一年上民第四八号、同年七月二十日判決)

一 養母カ螟蛉子ノ離縁請求ヲ為シ其ノ口答弁論ニ於テ螟蛉子カ自己ノ權利ヲ防御スル必要上養母ノ名譽ニ関スル事實ヲ主張スルモ直ニ以テ重大ナル侮辱トシテ離縁ノ原因トスルヲ得ス (大正六年控第六八号、同年三月十日判決)

一 過房子カ破廉恥罪ヲ犯シ入監シタル事實ハ之ヲ以テ離縁ノ原因ト為スニ足ル (明治四十四年控第三二二号、同年八月十九日判決)

一 養子カ養家ノ財産ニ危害ヲ及ス行為アルヲ理由トシ養親ニ於テ離縁ノ要求ヲ為スハ正当ナリ (明治三十七年控第五〇五号、同三十八年六月二十四日判決)

一 養子ニ於テ家名汚辱ノ行為アリト論断センニハ特ニ優良ナル名声ヲ有スル家ノ養子ニ付テハ或ハ単ニ賭博罪ニ

因リ処刑セラレタル事実アルヲ以テ足レリトスヘキハ論ヲ俟タスト雖否ラサル家ノ養子ニ付テハ所屬家名ニ応シ各之ヲ汚辱スルニ足ルト認ムヘキ犯状ヲ有スル賭博罪ニ依リ処刑セラレタルコトヲ要スヘキヲ以テ相当財産ヲ擁スル中流以上ノ家ノ養子ナリトスルモ特ニ優良ナル名聞ヲ有スル家ノ養子ニ非サル限りハ単ニ賭博罪ニ因リ処刑セラレタル事実アルノ故ヲ以テ漫然家名ヲ汚辱シタリト解スヘカラス（大正十年上民第六六号、同年十月十三日判決）

一 尊屬親ニ対スル毆打罪ニ依リ処罰セラレタル事実アリトスルモ這ハ尊屬親ノ挑発ニ依リ止ムヲ得サルニ至ラシメタル場合ハ之ヲ以テ離縁ノ原因トスルヲ得ス（明治四十年控第四六六号、同四十一年三月三十一日判決）

一 養親子間ノ不和ノ結果時ニ喧嘩公論ヲ為シ或ハ悪言ヲ放チ養母ヲ罵詈シ養母ノ意見ニ反キテ擅ニ家賃若ハ租谷ノ取立ヲ為シタル事実ハ子トシテ親ニ奉仕スヘキ道ニ反スルモノタルコトハ疑ナシト雖單ニ此ノ一事ヲ以テ直ニ離縁ノ原因ト為スニ足ラス（明治三十九年控第四〇八号、同年十二月二十五日判決）

一 養子又ハ夫トシテ迎ヘタルモノカ之ヲ迎ヘタル者ノ予期スルカ如キ技能ニ乏シカリシ事情アリトスルモ直ニ以テ法律上離縁又ハ離婚ノ原因アルモノト為スヲ得ス（明治四十二年控第四九二号、同年十月二十三日判決）

一 養子タル明治三十四年三月生ノ末丁年者カ相当ノ能力ニ達シ法律上離縁ノ原因アル場合ニ自ラ弁護士ヲ訴訟代理人トシテ離縁ノ訴訟ヲ提起スルハ相当ナリ（大正五年控第六七四号、同六年二月二十日判決）⁽¹⁾

一 満十五年未滿ノ幼者ニシテ自ラ獨立シテ離縁訴訟提起ノ能力ナキ場合ニ於テハ旧慣上其ノ縁組ニ付承諾權ヲ有スル親權者ヨリ離縁ノ訴ヲ提起スルコトヲ得（大正七年控第六三三号、同年二月二十二日判決）

一 裁判上養子離縁ノ原因存スル場合ニ於テ其養子十五歳未滿ノ幼者ナル時ハ其縁組ニ付承諾權ヲ有スル者ヨリ養子ニ代リ養子離縁請求ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ヘク其ノ承諾權ヲ有スル者ハ養子ノ実家ノ父母ニシテ其ノ訴ハ必

要的共同訴訟ナリト解スルヲ相当トス

実家ノ父母共ニ存スル場合ニ於テ単ニ其父又ハ母ノ一方ヨリ養親ニ対シ提起シタル養子離縁請求ノ訴ハ不適法ニシテ之ヲ許容スヘキモノニ非ス(大正十三年上民第一四九号、同十四年三月十日判決)

一 本島ニ於テハ養子カ満十五年ニ達セサル間ハ其ノ縁組ニ付承諾権ヲ有スル者ヨリ養子ノ為自ラ原告ト為リテ養子縁組ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ヘク其ノ承諾権ヲ有スル者ハ養子ノ実家ニ在ル父母(其ノ一人死亡シ又ハ其ノ家ニ在ラサルトキハ他ノ一人)ナリト解スヘキモノニシテ此ノ趣旨ハ從來当部ノ判例トシテ示ス所ナリ(昭和九年上民第八五号、同年八月十一日判決)

一 養子縁組ニ際シ礼物トシテ授受セラレタル聘金ハ後日離縁ノ事情生スルモ其返還ヲ請求スルヲ得ス(大正六年控第六四四・六四六号、同七年二月十四日判決)

一 養子縁組ニ際シ礼物トシテ授受セラレタル聘金ハ後日離縁ノ事情生スルモ其ノ返還ヲ請求スルヲ得ス(大正十五年控民第六四四号)⁽¹²⁾

第五款 特種ノ養子縁組

一 子ノ死亡カ父ノ死亡ニ先ンスルモ猶之ヲ絶房セシメス後日過房子若ハ螟蛉子ニヨリテ承継セシムルハ本島ノ慣例ナリ(明治四十年控第二四号、同年五月二十四日判決)

一 本島ニ於テハ人ノ死後ニ於テ其人ノ生存中ニ於ケルト同一思想ヲ以テ養子ヲ貰ヒ受クルコトハ實際往々見ル所ニシテ斯カル場合ハ其故人ノ祭祀ヲ掌リ又ハ財産ヲ承継スルコトヲ目的トスルモノトス(明治四十二年控第五六二号、同年十一月八日判決)

一 寡婦ハ女子ノアル場合ニ於テモ之ヲ措キ螟蛉子トシテ男子ヲ養ヒ亡夫ノ相続人ニ追立スルコトヲ得(明治

四十四年控第七一八号、同四十五年二月三日判決)

一 親女アル場合ニ房ノ承継者トシテ過房子ヲ迎ヘタルトキハ該女子ノ過房子トセスシテ直ニ死者ノ直接相続人トナルコトハ旧慣上認ムル所ナリ(大正元年控第二七三号、同二年八月二十七日判決)

一 本島ノ慣習上死後養子其ノ他ノ方法ヲ以テ亡者ノ遺産ヲ相続セシムルハ普通存スル实例ナリ(大正九年控民第六五〇号、同十年三月十一日判決)

一 夫ノ死後他ニ相続人ナキ場合ニ於テモ寡婦ハ自ラ相続セスシテ亡夫ノ過房子又ハ螟蛉子ヲ追立シ之ヲ相続セシムルコトヲ得(大正十年上民第一六、一七号、同年二月十七日判決)

一 本島ノ旧慣ニ依リ選定追立セラルル相続人ハ被相続人ノ有セシ一切ノ権利義務ヲ包括的ニ承継取得スルニ止リ被相続人及其ノ遺妻トノ間ニ選定追立行為ノ結果当然養親子關係ヲ生スルモノニ非ス(昭和十年上民第一九九号、同年九月二十八日判決)

第五章 親権

第一節 親権ノ觀念

一 本島ニ於ケル親権ノ名称ハ父母ノ有スル尊長権ヲ内地法ノ觀念ヲ以テ觀察シテ命名シタルモノニシテ親権即チ父母ノ有スル尊長権ハ父母ニ專屬スヘキモノトス父母ナキ場合ト雖祖父母カ当然未成年者ノ法定代理人タルヘキ旧慣ノ存在ヲ認め難シ(大正七年控第四号、同年十一月九日判決)

一 親権ニ関シテハ本島人ニ付テモ民法ノ規定ヲ以テ条理ノ命スル所ナリトシテ其適用ヲ為スヲ相当ナリト解ス(大正八年上民第八号、同九年一月二十八日判決)

一 螟蛉子ハ本島ノ慣習上之ヲ買斷シ其ノ契約ノ成立スルト同時ニ実家トノ身分關係斷絶スルモノナルヲ以テ仮令其ノ届出ヲ了セス又実家ニ父母アリト雖其親權ニ服スヘキモノニ非ス(明治四十一年控第三一五号、同年八月七日判決)

二 尊長權ハ原則トシテ之ト同居セル卑幼ニ対シテノミ行ハルルモノニシテ別居異財ノ者ニ対シテハ行ハレス(明治四十四年控第二〇〇号、同年六月二十四日判決)

一 未成年者ノ戸口簿上ノ分戸ヲ為シタルトスルモ其ノ親權ヲ離脱スルモノニ非ス(大正十一年控民第二四三号、同年五月十一日判決)

一 未成年者ノ子ニ対スル親權ハ其ノ家ニ在ル父又ハ母之ヲ行使スヘキモノナルヲ以テ子カ他家ニ過房シタルトキハ其ノ過房カ相続人ナクシテ死亡シタル者ノ後嗣ヲ追立スル目的ニ出テタル場合ト雖其ノ子ハ当然被相続人タル死者ノ家ニ入ルヘク其ノ子カ事実上実家ニ止マリタルノ故ヲ以テ之ニ対シ実家ノ父母カ親權ヲ行使スヘキニ非ス(昭和五年上民一一二五号、同年七月三十日判決)

一 父死亡シテ他ニ尊重ナキトキハ子ヲ措テ先ツ母カ一家ノ主宰者タルヘキコトハ本島從來ノ慣習ナリ(明治三十七年控第四九〇号、同三十八年五月十五日判決)⁽¹³⁾

一 凡ソ未成年者ノ親權者タル母カ情夫ト共ニ無斷家出シタル場合ニ其家ニ家事ヲ処理シ得ヘキ戸主アルトキハ親權者タル母ハ其不在中其家ニ在ル未成年者ノ財産管理ヲ暗黙ニ戸主ニ委任シタルモノト認ムヘク此ノ委任ニ基キ戸主カ収租ヲ為シタル以上ハ本人ニ対シ弁済ノ効力ヲ生ス(大正九年控民第七〇九号、同十年四月三十日判決)

一 本島ノ旧慣ニ依レハ妻妾ノ間其位置及權力ニ於テ嚴然タル區別ノ存スルアリテ妾ハ其所生ノ子ニ対シテ懲戒監督ノ權力ヲ有スルコトナク嫡母ハ庶出ノ子ニ対シテモ尚ホ親權ヲ有スルモノトス

假令嫡母タルモノト雖已ニ家ヲ異ニスル庶子ニ対シ尚親權アリト云フヲ得ス（明治三十九年控第三七号、同年三月九日判決）

一 嫡母カ庶子ニ対シ親權ヲ行使スルハ旧慣ノ認ムル所ナリ（明治四十二年控第一八三号、同年六月七日判決）

一 庶子ニ対スル親權ハ夫死亡後ニ於テハ正妻ニ存ス（明治四十三年控第三七六号、同年十二月二十六日判決）

一 本島ノ旧慣ニ於テ妾カ其ノ子ニ対スル關係ハ嫡母ノ其ノ所生ノ子ニ於ケルト異ルコトナク命令懲戒ノ權ヲ有シ又其ノ子女ノ婚姻及養子縁組ニ関シ同意權ヲ有ス妻ハ妾ノ子ニ対シテハ嫡母トシテ權利ヲ有スルヲ以テ妾ノ權利ハ自ラ制限セラルルコトヲ免レス（大正七年控民第一六六、一六八号、同八年十一月二十四日判決）

一 招婿タル者ハ招家ノ子ニ対シテハ母死亡後ト雖親權者ト為ル資格無キコト旧慣上明確ナリ（大正十年控民第九九六号、同十一年三月十三日判決）

第二節 親權ノ効果

一 親子關係ノ如キ身分上ノ關係ハ第三者ノ意思ヲ以テ之ヲ左右スルヲ得ス（明治四十二年控第二三二号、同年五月二十八日判決）

一 尊長權ノ存在ハ道義ニ基キ卑幼ハ長者ヲ尊ヒ之ニ服従スヘキモノトナスト尊長者ハ卑幼ノ身体財産ニ付監督保護ノ責ニ任シ一家ノ和睦輯合ヲ図ルニ基因スルモノトス（明治四十四年控第二〇〇号、同年六月二十四日判決）

一 尊長權ハ尊長ト卑幼ノ關係上当然存スル固有ノ權利ナレハ他ノ行為ニ依リ之ヲ制限シ又ハ喪失セシムルコト能ハサルヲ以テ本則ナリト解セサルヘカラス（明治四十四年控第四四六号、同年十一月二十五日判決）

一 案スルニ親權者ハ他人ノ干渉ヲ排シテ自己ノ意思ニ從ヒ未成年ノ子ヲ監護教育スルノ權利ヲ有スルモノナレハ何人ト雖其ノ親權行使ヲ妨クルモノアルトキハ之ニ対シ妨害ノ排除ヲ求メ以テ其權利行使ヲ完フスルコトヲ得ヘ

キモノトス (昭和四年上民第二二号、同年三月二十九日判決)

一 親ノ監護教養ヲ受クヘキ地位ニアル子ハ親ノ指令ニ反シテ濫ニ他ニ居所ヲ定ムルヲ得ス (明治四十年控第一四六号、同年五月二日判決)

一 養女カ贖身若ハ離縁等ニ因リ養親トノ親子關係ヲ脱離セサル以上ハ凌辱ヲ受ケタリトスルモ戸主タル養父ノ同意ヲ得ス任意ニ住居ヲ選定シテ同居ヲ拒否スルヲ得ス (明治四十三年控第六二二号、同年十一月十四日判決)

一 大正八年十一月十五日同十一年一月六日各出生セル年少ノ幼者ハ居所ノ選択其他身上ノ利害得失ヲ弁識スルニ足ル知能ヲ有セサルモノト推定スルヲ妥当トス

意思能力ナキ幼者ヲ自家ニ居住セシメ其ノ監護ノ下ニ置キ親権者ニ引渡サル者ハ親権者ノ意思ニ反シテ未成年者ヲ留置シ親権ノ行使ヲ妨害スルモノトス

居住ノ選択其ノ他自己ノ身上ニ関スル利害得失ヲ弁識スル能力ナキ幼者ノ如キハ親権妨害ヲ阻却スル価値アルコトナシ (昭和四年上民第二二四号、同年三月二十九日判決)

一 戸主タル幼者ノ実母ナリト雖一度其家ヲ去ツテ実家ニ復帰シタル以上ハ親族等ノ協議ニ依リ特ニ幼者ノ管理人ニ選定セラレタルニ非スシテ只血族上母子ノ關係アリト云フノミニ依リ当然其管理人タルヲ得ルコトハ旧慣ノ認めサル所ナリ (明治三十八年控第三二七号、同三十九年二月十六日判決)

一 幼者ノ実母生存シ其ノ親権ヲ行使シツツアル場合ニ祖母カ実母ヲ排シテ独立シテ幼者ノ財産ヲ処分スルカ如キ絶対ノ権能アル習慣ノ存在ハ認めムルヲ得ス (明治四十一年控第六二四号、同四十二年二月四日判決)

一 父母ナキ場合ト雖祖父母カ当然未成年者ノ法定代理人タルヘキ旧慣ノ存在ヲ認め難シ (大正七年控第四号、同年十一月九日判決)

- 一 尊長権ノ範圍ハ尊長ト卑幼ト親等ノ親疏ニヨリ広狭強弱ノ差アリ凡テノ尊長者カ内地法ノ親権者ノ如ク当然未成年者ノ法定代理人トシテ各般ノ法律行為ヲ処理シ得ヘキ旧慣ナシ（大正七年控第四号、同年十一月九日判決）
- 一 父タル親権者ハ裁判ニ依リ親権ヲ喪失スル場合ノ外ハ其ノ親権ヲ保有スヘク協議ニ依リ財産管理権ヲ喪失セシムト云フカ如キハ條理上許スヘカラス（大正十一年控民第二二二号、同年十月十三日判決）
- 一 本島ニ於テハ民法ニ謂フカ如キ親族会ノ制度ナキヲ以テ親権ヲ行使スル母カ未成年者ノ子ヲ代理シテ処分行為ヲ為スニ当リ之カ同意ヲ得サルヘカラスト謂フコトナシト雖親族会ノ同意ヲ經ルコトヲ要セストセハ唯其ノ制度ノ確立セルモノアルヲ見サルカ故ナリト云フニ過キスシテ必スシモ常ニ親権者タル母ノ单独処分行為ヲ許ス趣旨ニ非ス法律行為ノ當時若ハ相当期間内ニ積極的ニ親族ノ同意アルカ消極的ニ親族ノ異義アルヲ認ムヘカラスル場合ニ於テ法律上完全ニ有効ナリトナスヘキモノトス（大正八年控民第七五五、七五六号、同九年四月六日判決）
- 一 親権者タル母カ未成年者ヲ代表シテ借財ヲ為スニハ重ナル親族ノ同意ヲ經ルコトヲ要シ其ノ同意ヲ經スシテ為シタル行為ノ無効タルコトハ條理上明白ナリ（大正十一年控民第八三八号、同年十一月二十九日判決）
- 一 案スルニ親権者タル母カ未成年者ノ子ニ代リ借財ヲ為スニハ親族ノ同意ヲ得ルコトヲ要スルコトハ本島ニ於ケル慣習ナリ、而シテ其ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル親族ノ範圍ハ必スシモ六等親以内ノ親族ナルコトヲ要セサルト共ニ其親族ノ全員又ハ過半数以上ノ同意ヲ要スルモノニ非サルモ当該未成年者ノ財産保護上最モ適當ナリト認ムヘキ親族ノ同意ヲ得ルカ少クトモ右ノ親族ニ対シテ同意ヲ促シ同親族ヲシテ右借財ノ可否ニ付意見ヲ開陳スル機会ヲ与フルニ非サル以上他ノ親族ノ同意アルモ未タ親族ノ同意トシテ適法ナルモノト謂フヲ得ス
- 又叙上ノ同意ハ母タル親権者ノ權限ヲ補充スル性質ヲ有スルモノナルモ右ハ必スシモ借財行為ノ際又ハ其ノ以前二之ヲ得ルコトヲ要セス其ノ以後ト雖當該借財ノ存続中ハ当初同意ヲ求メサリシ親族ニ対シ之カ同意ヲ求メ其

ノ同意ヲ得ルニ至レハ之亦親族ノ同意トシテ母タル親権者ノ権限ヲ補充スルニ足ルモノトス、蓋シ斯ル親族ノ同意ハ未成年者ノ財産保護ヲ目的トスルモノニシテ叙上何レノ時期ニ於ケル同意モ該目的ヲ達スルニ於テ消長アリト謂フヲ得サレハナリ

又右ノ同意ハ親権者ヨリ同意ヲ求メントスル親族ニ対シ一定ノ日時一定ノ場所ヲ指定シテ会合ヲ求メ其ノ同意ヲ求ムルカ又ハ親権者ヨリ同意ヲ求メントスル親族ニ対シ直接同意ヲ求ムル所謂持廻方法ニ依ル等何レノ方法ニ從フモ妨ナシ

尤モ同意ハ必スシモ明示タルヲ要セサレハ親族ニシテ叙上ノ同意ヲ求メラレ乍ラ異議ヲ述ヘタル事跡ノ有セサルニ於テハ同親族ハ黙示ノ同意ヲ表シタルモノト推定スルヲ相当トス（昭和六年上民第一九五号、同年十月三十一日判決）

一 親権ヲ行使スル母カ未成年ノ子ノ財産ニ付処分行為ヲ為スニ当リ重ナル親族ノ同意ヲ經ヘキコトハ慣習ト認ムヘキモノトス（大正九年上民第四九号、同年八月十二日判決）

一 母タル親権者カ未成年者ノ不動産ヲ処分スル場合ノ親族ノ同意ニハ親族カ特ニ同意ヲ表示シタル場合ノミナラス親族カ知リテ異議ヲ述ヘサル場合モ包含スト解スルヲ妥当トシ右親族ノ同意ハ必スシモ財産処分行為當時ニ於テ確認シ得ルコトヲ必要トセス行為以後ト雖相当ノ期間内ニ親族カ同意ヲ表示スルカ若ハ知リテ異議ヲ述ヘサルハ所謂親族ノ同意アリタルモノト謂フヘシ（大正九年上民第一〇四号、同年十二月二十三日判決）

一 本島ニ於テ親権者タル母カ其ノ子ノ財産ヲ処分スルニ当リ其ノ処分前ニ於テ必ス族親ノ同意ヲ經ルコトヲ要スル旧慣アルコトナク只親権者タル母ハ相当親族ノ意思ニ反シテ其ノ子ノ財産ヲ処分シ得サルノミ從ツテ親権者タル母カ其ノ子ノ財産ヲ処分スルニ当リ相当親族カ之ヲ知リテ異議ヲ述ヘサリシ場合又ハ事後ニ追認ヲ与ヘタル場

合ノ如キ其ノ財産処分ハ凡テ有効ナリ（大正九年控民第四九一號、同年十月十九日判決）

一 親權ヲ行フ母カ未成年ノ子ノ共有不動産ノ分割ニ参加スルニハ親族ノ同意ヲ經ルコトヲ要スルモノトス（大正十五年上民第一三二號、同年十二月二十四日判決）

一 凡ソ或一定ノ行為ニ付同意スヘキ地位ニ在ル者カ其ノ行為アリタル後數年間異議ヲ述ヘサル事實ヲ以テ該行為ニ対シ暗黙ニ同意シタルモノト推断スルニハ右同意スヘキ地位ニ在ル者ニ於テ其ノ行為ノ存在ヲ知り又ハ之ヲ知り得ヘキ事情ノ存スルコトヲ前提トセサルヘカラス

尤モ本島人間ニ於ケル親權ヲ行フ母カ未成年ノ子ニ代リテ其ノ所有土地持分ヲ売却シ之カ登記ヲ經由シタル以上一応叙上ノ行為ハ何レモ相当親族ノ同意ヲ得テ行ハレタルモノナリト推定スルヲ相当トスルカ故ニ之ニ反スル事實ヲ主張スル者ニ於テ其ノ立証ヲ為スヘキ責任アルモノト謂フヘシ（昭和六年上民第一九〇、一九一號、同年十月二十一日判決）

一 本島ニ於テ親權者タル母カ未成年者ノ不動産ノ処分ヲ為スニ付族親ノ同意ヲ要スル慣習ノ存在スルコトハ顯著ナル事實ニシテ其ノ族親ノ同意ヲ經スシテ為シタル契約ハ條理上当然無効ト云フヲ得サルモ瑕疵アル行為トシテ取消シ得ヘキモノトス（大正九年控民第四八四號、同年五月二日判決）

一 親權ヲ行フ母カ未成年者ノ子ニ代リテ債務ヲ負担シタルトキハ固ヨリ其ノ法律行為ハ有効ニ成立シ唯親權者タル母カ該法律行為ヲ為スニ付親族ノ同意ヲ得サリシ場合ハ取消スコトヲ得ルノミ

前叙法律行為ヲ取消シ其ノ効力ヲ滅却セントスル者ハ其ノ取消ノ事由タル親族ノ同意ナカリシ事實ヲ証明スル責ニ任セサルヘカラス（昭和四年上民第七〇、七一號、同年六月二十五日判決）

一 本島ハ支那固有ノ倫理道德ニ基キ親子ノ服從關係ハ特ニ重大視セラルルヲ以テ親子間ノ契約ノ如キ如何ナル約

款ノ定メアルモ親ニ於テ之ヲ遵守スルト否トハ其自由ニ属スルモノトスルハ親權ノ作用トシテ寧口当然ナリト認ム(明治四十一年控第六八〇号、同四十二年二月四日判決)

一 十六歳未満ノ幼者所有ノ不動産ヲ其親權者ニ於テ贈与ヲ受クルカ如キ利益相反スル行為ヲ為スニハ幼者ノ親族ノ同意ヲ要ス(大正六年控第一三四号、同年六月十二日判決)

一 幼者ト法定代理人トノ利害相反スル場合ニ一家族中ノ最長者カ幼者ノ為ニ代理ヲ為スハ敢テ不当ナリト云フヲ得ス(明治三十八年控第二三〇号、同年八月三十日判決)

一 親權ヲ行フ父又ハ母ト其ノ未成年ノ子ト利益相反スル訴訟ヲ為スニ付何人カ未成年者タル子ノ法定代理人タルヘキカニ付テハ民事訴訟法ニ特別ノ定ナキヲ以テ民法第八百八十八条第一項ニ準拠スヘク而シテ同条ハ親權ヲ行フ父又ハ母ト其ノ未成年ノ子ト利益相反スル行為ニ付テハ父又ハ母ハ其ノ子ノ為ニ特別代理人ヲ選任スルコトヲ親族会ニ請求スルコトヲ要スル旨規定セルノミニシテ父又ハ母カ其ノ申請ヲ為ササルトキハ如何ニスヘキカヲ規定セサルカ故所論ノ如ク親權ヲ行フ父又ハ母カ特別代理人ノ選任ヲ親族会ニ申請セサル限り親族会ハ未成年者ノ為ニ特別代理人ヲ選任スルニ由ナキモノト解スヘシトノ議論ヲ生スル余地ナキニ非スト雖同条ハ未成年者ヲ保護スル精神ニ基キ親權者ニ特別代理人選任請求ノ義務ヲ負担セシメタルモノニシテ親權者ノ利益ノ為ニノミ其ノ權利ヲ付与シタルニ非サルヲ以テ同条ノ規定ハ民法第九百四十四条ニ依リ未成年者ノ親族其ノ他カ親族会ノ招集ヲ裁判所ニ請求スル權利ヲ制限シタルモノニ非スト解スルヲ相当トス、蓋シ若所論ノ如ク之ニ反対ニ解スルニ於テハ親權ヲ行フ父又ハ母カ其ノ子ノ為ニ特別代理人ノ選任ヲ親族会ニ請求セサル限り未成年者タル子ノ利益ハ之ヲ保護スルニ由ナキ不当ナル結果ヲ生スレハナリ、而シテ民法親族篇ノ規定ハ本島人間ノ親族關係ニ付其ノ適用ナク本島人間ノ親族關係ニ付テハ慣習ニ依ルヘキモノナリト雖叙上民法ノ法理ハ条理トシテ之ヲ本島人間ノ親族關

係ニ適用スルヲ相当トス

然り而シテ本島ノ慣習上親族ノ協議ヲ必要トスル場合ニ於テハ親族ノ一人又ハ数人カ相当ノ親族ヲ召集シテ決議ヲ為スコトヲ得ルヲ以テ原判決カ前叙ノ条理ニ基キ未成年者タル被上告人カ其ノ親權者タル上告人ニ対シ訴訟ヲ提起スルニ付特別代理人選任ノ必要アリトシテ被上告人ノ親族カ協議シテ特別代理人ヲ選任シ其ノ特別代理人カ被上告人ノ法定代理人トシテ上告人ニ対シテ提起シタル本訴ヲ適法ナリト為シタルハ正當ナリ（昭和六年上民第三四一號、同七年二月六日判決）

一 親權者ニ於テ二人ノ未成年者ノ共有物ヲ分割スルノ必要ヲ認メサル場合ニ於テ親族会カ其ノ必要アリトシ之ヲ親權者ニ協ラス獨立シテ親族会ヲ召集シ特別代理人ヲ選任スルカ如キハ民法ニ於ケルカ如ク裁判所ノ監督ノ下ニ行ハルル完全ナル親族会ノ制度アル法制ノ下ニ於テハ格別本島ニ於ケルカ如キ不完全ナル親族会ニ權限ヲ付与スルコトハ親族ヲシテ徒ニ親權ニ干渉セシムルノ弊アルノミニシテ條理上之ヲ認ムヘキモノニアラス

一人ノ母カ二人ノ未成年者ノ為ニ親權ヲ行使スル場合ニ於テ其ノ親權者カ二人ノ未成年者ノ共有物ヲ分割セントスルトキハ二人ノ未成年者ノ利益互ニ相反シ一人ヲ親權者カ双方ノ代理人タルニ適セサルカ故ニ斯ル場合ニ於テハ其ノ一方ノ為ニ特別代理人ヲ選任スルヲ必要トシ其ノ特別代理人ハ親族会ニ於テ之ヲ選任スルヲ相当トスルコト條理上明白ナリ（大正十一年控民第七〇一號、同年十月十九日判決）

第三節 親權ノ喪失

一 単ニ親族多数ノ意向ニ出タリトスルモ謂レナク母ノ親權ヲ喪失セシメ得ヘキモノニアラス（明治四十年控第一四三二號、同四十一年七月十三日判決）

一 親權ヲ行フ母カ素行修マラス財産ヲ浪費蕩尽シ一家ヲ危険ニ瀕セシムル等ノ行為アルトキハ其親權ヲ喪失セシ

ムルコトヲ得 (明治四十年控第四三二号、同年十二月六日判決)

一 尊長権者ニシテ著シク不行跡ノ行動アルカ若ハ幼者ノ財産管理ニ失当ノ行為アリテ之ヲ蕩尽スルノ虞アル場合ノ如キ幼者ノ親族タル者ハ之ヲ理由トシテ其ノ尊長タル父母其他ノ権利ヲ制限シ或ハ喪失セシムルノ決議ヲ為シ得ヘキモノトス (明治四十四年控民第四四六号、同年十一月二十五日判決)

一 尊長者ニ於テ親族会ノ決議ニ異議アルトキハ親族会ハ其ノ決議ノ趣旨ヲ公力ヲ以テ遂行スルノ手段ヲ執ルノ外ナシ (明治四十四年控民第四四六号、同年十一月二十五日判決)

一 親族ノ協議ニ因リ母ノ幼者ニ対スル財産管理及監護ノ権利ヲ喪失セシムルカ如キ決議ヲ為スハ其権限ニ属セス須ク親族ヨリ法院ニ対シテ親権喪失ノ宣言ヲ求ムヘキナリ (大正二年控第八二二号、同三年二月十七日判決)

一 寡婦ノ操行修ラスシテ其家名汚損スル場合若ハ幼者ノ財産保護又ハ其教養ヲ託スルニ適セサル場合ニ於テ家長ノ意思ニ依リ又ハ親族協議ノ上寡婦ヲ革逐シ或ハ幼者ノ為ニ托孤人ヲ選任スルノ例アリシモ往時家長ノ権利ハ過大ニ尊重セラレ寡婦ノ如キハ幼者ニ対スル親権ヲ認メサリシ時代ノ遺習ニ過キサレハ今日尚寡婦カ親権行使ノ制限若ハ其喪失ニ付法院ノ宣言ヲ求メスシテ親族会ノ決議ノミニ委スルハ妥当ニ非ス (大正二年控第八一三号、同三年二月十三日判決)

一 親権者ヲシテ親権ヲ喪失セシムルハ性質上親族間ノ決議ヲ以テ之ヲ為シ得ヘキモノニアラスシテ法院ノ宣告ヲ俟ツテ始メテ之ヲ喪失セシムルコトヲ得ヘキモノナレハ仮令族親間ニ於テ親権ヲ喪失セシムヘキ協議ヲ為スモ之カ為メ其親権ヲ喪失スヘキ理由ナシ (大正三年控第四一五号、同年十月三十日判決)

一 実父ノ放蕩無頼ヲ原因トシテ単ニ親族間ノ協議ノミニヨリ幼者ノ親権ヲ喪失セシムル効果ヲ生シ得ヘキモノニアラス (大正四年控第二七一号、同五年一月二十五日判決)

一 齡十一歳ノ媳婦仔ヲ養母カ屢々殴打シ左足関節部ヲ落花生採掘容器ヲ以テ右手甲ヲ竹棒ヲ以テ殴打傷害シタルコト又頭部左眼窩部ヲ洗濯棒ニテ殴打シ治療十日ヲ要スル傷害ヲ加ヘタル如キハ親權者ノ有スル懲戒權ノ範圍ヲ超越スルハ勿論裁判上離縁ノ事由タル虐待ナリト認定スルニ充分ナリトス（大正七年控第六〇八号、同年十二月二十四日判決）

一 親權喪失ノ原因タル親權ノ濫用又ハ著シキ不行跡トハ結局未成年ノ子ノ監護及教育ヲ為ス義務ヲ遂行スル任ニ堪ヘサル程度ニ達スルコトヲ要ス（大正八年上民第八号、同九年一月二十八日判決）

一 親權ハ親子ノ至情ニ基ク人倫ノ大義ニシテ親權者カ之ヲ濫用スルカ又ハ著シキ不行跡アリテ子ノ教養上甚シキ弊害ヲ生スル虞アル場合若ハ其財産ヲ危クスル場合等ノ外輕々シク之ヲ褫奪スヘキモノニ非ス（大正九年控民第九三号、同年四月二日判決）

一 本島ニ於テハ（中略）子ノ親族ノ協議ニ因リテ親權ヲ喪失セシメ又ハ之ヲ制限スル慣習又ハ条理ハ存在セス（大正十年上民第七三三号、同年月日判決）⁽¹⁴⁾

一 親權ヲ行フ母カ親族会ノ同意ヲ經スシテ未成年者所有ノ不動産ヲ売却スルモノノミニヨリテハ必スシモ親權喪失ノ原因タル親權濫用ノ行為アリト速断スヘキモノニ非スシテ其ノ売却ノ目的及代金ノ費途ヲ審査シタル後親權濫用ノ有無ヲ決定スヘキモノトス

仍テ先原判決ヲ査スルニ原審ハ上告人ハ夫簡脚死亡後未成年者簡岸ノ親權者タル地位ヲ顧ミス雇人林償ト私通シ未成年者簡岸ヲ放置シテ同人家ヲ去リ情夫ト共ニ現ニ他ニ居住シ簡岸ノ監護教育ヲ怠リ其ノ義務ヲ尽ササル事実ヲ認メタルモノナルコト判文上之ヲ看取スルニ難カラス斯カル事實ハ親權喪失ノ原因トナルモノナルコト勿論ナレハ原審カ之ヲ以テ未成年者簡岸ニ対スル上告人ノ親權ヲ喪失セシメタルハ相当ナリ（昭和四年上民第四〇号、

同年四月二十三日判決)

一 母カ親権者トシテ子ノ不動産ヲ売却シ去リ殆ント余ス所ナキニ至ラシメ且ツ他人ト私通シ懐胎スルニ至リタル場合ニ幼者ノ祖母カ親権喪失ノ請求ヲ為スハ相当ナリ(大正六年控第三四三号、同年八月十五日判決)

一 親権ヲ行フ母カ未成年者ノ土地全部ヲ消費シ易キ金錢ニ換フルカ如キハ特段ナル事由ナキ限り管理方法其ノ当ヲ得サルモノニシテ未成年者ノ財産ヲ危クシタルモノト謂ハサルヘカラス、親権ノ内ニハ財産管理権ヲ包含シ居ルニ依リ従ツテ親権喪失ヲ求ムル訴ニハ自ラ管理権喪失ノ請求モ亦内在スルモノト謂フヘシ、親権者ニ財産管理ノ失当アルニ過キサル場合ニ於テハ管理権ノ喪失而已ヲ立言スヘクシテ親権全部ヲ剝奪シ得サルヤ条理上当然ナリ(大正十年控民第九六号、同年六月二十二日判決)

第六章 後見

第一節 後見人

一 後見ノ如ク本島ニ確然タル慣習ナキモノニ付テハ条理トシテ民法ヲ適用シ右決議ノ効力ヲ決定サセルヘカラス(大正十年控民第七四二号、同十一年二月十五日判決)

一 本島ニ於テハ普通十六歳ヲ以テ丁年ト為スト雖特ニ後見人ヲ設ケテ法律行為ヲ為サシムルモ亦妨ナシ(明治三十四年控第一九〇号、同三十五年七月二日判決)

一 本島ニ於テハ心神喪失者ノ監督義務者ヲ定メタル法令存セサルヲ以テ条理ニ基キ其ノ監督義務者ヲ定ムヘク心神喪失者カ禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ其ノ後見人ヲ以テ監督義務者ト為スヘキハ勿論ナリト雖禁治産ノ宣告ヲ受ケサルモノナルトキハ配偶者アラハ其ノ配偶者若之ナキトキハ最近親ノ者ヲ以テ監督義務者ト為スヲ条理上

相当ナリトス（昭和六年上民第二九四号、同年十二月九日判決）

一 父死亡後ハ其母ニ於テ幼者ニ代リ法律行為ヲ為スヘキハ普通ニシテ其母ノ承諾ヲ得ス独リニ他ニ後見人ヲ選定スルヲ得ス（明治三十九年控第六一八号、同四十年一月十八日判決）

一 実母ノ生存ニ拘ラス後見人ヲ選任スルコトアルハ旧慣ニ照シ明白ニシテ其ノ選任ヲ拒否シタル旧慣若ハ明文ナキヲ以テ実母生存ノ一事ヲ以テ直ニ後見人ヲ選任スルヲ得スト論定スルヲ得ス

後見人ノ選任ニ関シ実母ノ干与セサリシトテ実母ニ於テ之ヲ默認スル以上ハ敢テ其ノ選任ヲ無効ナリト為スヲ得ス（明治四十五年控第四〇八号、大正元年十月八日判決）

一 本島ニ於ケル後見制度未タ確然タラサル今日ニ於テ単ニ後見人就職届アルノ故ヲ以テ幼者ノ実母カ親権ヲ喪失シタルモノト為スコトヲ得ス從テ幼者ノ為ニ訴訟スルハ相当ナリ（大正元年控第一二五号、同二年十月十三日判決）

一 幼者ノ親権者アルニ拘ラス他人カ密カニ後見人就職届ヲ為シ後見人ノ登録ヲ受ケタル場合ニ親権者カ後見就職取消ヲ訴求スルハ相当ナリ（大正二年控第五〇号、同二年十二月十八日判決）

一 親権者アル場合ノ後見人選定ハ親権者ニ異議ナキカ又ハ親権ヲ喪失セシムヘキ重大ナル事由アリテ相当ノ手續ヲ以テ其選定ヲ為シタルニアラサレハ法律上其効ナシ（大正二年第二〇一号、同年七月九日判決）¹⁵⁾

一 幼者ノ後見人ハ親権者ノ存在セサル場合又ハ存在スルモ親権ヲ行フ能ハサルトキ或ハ親権者カ親権ノ全部又ハ一部ヲ辞退シタルカ如キ場合ニ限り幼者ノ親族ニ於テ選任スルヲ通例トシ親権者カ現存シ親権ヲ行フニ妨ナク且親権ヲ辞退シタルコトナキニ拘ラス幼者ノ親族ニ於テ親権者ヲ差押キ後見人ヲ選任シタレハトテ適法ニ其ノ効力ヲ生セス（大正七年控第一三四号、同年四月九日判決）

一 親権ハ父母カ其ノ子ニ對シテ有スル尊長権ニシテ母カ財産ノ管理ヲ辞スル場合ノ外公益上之ヲ放棄又ハ辞任シ

或ハ親族会ノ決議ヲ以テ之ヲ剥奪スルヲ得サルモノナレハ父タル親権者アル場合ニ後見人ヲ選任スルカ如キハ条
理上許スヘカラサル事項ニ属ス(大正十年控民第一三七号、同年六月二十一日判決)

一 其ノ死者ノ家ニ親権ヲ行フヘキ母ナキトキハ其ノ子ハ後見ニ付セラルヘク而シテ其ノ家ノ親族ノ協議ヲ以テ実
家ノ父母ハ其ノ子ノ後見人トスルヲ妨ケス(昭和五年上民第一二二号、同年七月三十日判決)

一 夫ノ死後他人ノ妻妾ト為リタル者ハ亡夫ノ遺子タル幼者ニ対シ後見人トナルコトヲ得ス(明治三十八年控第
一五〇号、同年九月十四日判決)

一 本島ニ於テ叔父ハ当然後見事務ヲ行フヘキモノニ非ス(明治三十八年控第一八二号、同年十月七日判決)

一 戸口規則ノ規定ニ基キ後見就任届ヲ為シ現ニ後見人ノ職ニ在ル以上ハ之ヲ廢罷スルニ非サレハ単ニ同族間ノ協
議ノミニテ新ニ後見人ヲ選定就職セシムルヲ得ス(明治四十年控第三二八号、同年十月十四日判決)

一 未成年者ノ為其後見人ヲ選任スルニ当リテハ先ツ其親族ニ於テ之ヲ為スヘク其親族ナキ場合ニ在リテハ其縁故
者ニ於テ未成年者ノ為公平且最モ忠実ト認メラルヘキ方法ニ依リ選任スルコトヲ要ス然ラサル選任行為ハ無効ト
解スルヲ相当トス(大正七年控第二六九号、同年九月四日判決)

一 親族多数ノ推挙シタル後見人ハ有効ナリ(明治三十八年控第一八二号、同年十月七日判決)

一 関係者間ニ互ニ後見人タルコトニ争アル以上ハ後見人タル権限ヲ有スルコトヲ相手方ニ認メシムルコトハ法律
上其ノ利益アリ、然レトモ後見人カ改選サレタルトキハ戸口簿上新任後見人ヨリ後見更迭届ヲ為スヲ以テ足り後
見人解任届出ノ手續ヲ求メ若シ之ヲ履行セサルトキ自ラ之ヲ為スコトノ承認ヲ求ムルハ必要ナキ請求ナリ(大正
三年控第三三六号、同年五月五日判決)

一 民法ノ規定ニ依レハ親族会カ後見人ヲ免黜シ得ル事由ヲ列挙シアルヨリ觀レハ右ハ其ノ列挙ノ範圍ニ限リタル

モノト解スヘク從テ列挙ノ範圍外ナル不正行為アル場合ノ如キハ免黜ノ論ヲ提起シテ其ノ目的ヲ達スレハ格別親族会ノ決議ヲ以テハ後見人ヲ免黜シ得サルモノト言ハサルヘカラス（大正十年控民第七四二号、同十一年二月十五日判決）

一 後見人免黜及選任ノ如キハ幼者ノ為極メテ重要ナル事項ナレハ幼者ノ近親中成ルヘク重ナル者ヲ網羅シ慎重審議事ヲ行フコト正当ニシテ且必要ナリトス、若シ此ノ如クセス近親中ノ一少部分ニ於テ随意ニ親族会ヲ設ケ是等ノ処分ヲ為スコトヲ得ルトセンカ徳義ノ觀念ニ薄ク私欲ニ吸々タル下層人民ニアリテハ親族私党ヲ結ヒ私欲ノ為互ニ排撃シ今日甲党ニ於テ選任シタル後見人ハ明白乙党ニ於テ之ヲ免黜スルカ如キ乱行頻出シ到底其弊ニ堪エサルニ至ル可シ從テ四房存在スル場合ニ於テ第一房ノ後見人更迭決議ノ親族会組織ヲ第四房ノ卑属親ノミニ制限シ他ノ三房ノ親族全部ヲ除外シタルハ不当ナリ（大正六年控第三三三二号、同年十二月二十五日判決）

第二節 後見ノ事務

一 本島ニ於ケル未成年者ノ後見人ハ未成年者ノ身体及財産ヲ保護監督スル職責ヲ有シ契約ニヨリテ之ヲ他人ニ帰属セシムルヲ許ササルモノトス（大正七年控民第六三〇号、同九年四月二十二日判決）

一 後見制度ノ設ケナキ今日ニ於テハ疾病其ノ他ノ原因ニヨリ精神ニ異状アルモノハ其家ノ尊長其他ニ於テ之カ利益ヲ代表シ財産ニ関スル法律行為ヲ為スコト往々見ル所ナリ（明治三十七年控第三五一号、同三十八年四月二十六日判決）

一 本島ニ於テ未タ後見人タルヘキ者ノ資格ヲ限定シタル慣例ナキヲ以テ幼者ヲ正当ニ保護監督スヘキ任務ニ當リ得ヘキ仍チ実親子ノ身分關係ノアル所以ヲ以テ実父カ養家ニ於テ尊属親ヲ有セサル未成年者ノ為ニ後見人トシテ訴訟スルハ毫モ違法ニ非ス（明治四十年控第八三三号、同年十月十四日判決）

一 後見人ノ存在ニ拘ラス之ヲ差措キ他ノ者カ親権者ナリトシ訴訟ヲ為サントスルモ許スヘキモノニ非ス(明治四十三年控第九二号、同年四月三十日判決)

一 親権者ナキ未成年者ノ離籍引渡ヲ求ムル訴ノ如キハ単ニ近親ナリトノ一点ヲ以テ直ニ請求ヲ為スコトヲ得ス先ツ親族協議ノ上後見人ヲ設ケ之ヲ為サシムルヲ相当トス(大正二年控第二二号、同年四月八日判決)

一 後見人カ未成年者ノ財産ヲ処分スルニ当リ族親ノ同意ヲ得タルヤ否ハ裁判所カ職権ヲ以テ調査スヘキ事項ニ非ス(大正九年上民第六四号)⁽¹⁶⁾

一 後見人カ未成年者ノ不動産ヲ売却スルニハ未成年者ノ相当親族ノ同意ヲ要シ其ノ相当親族ハ未成年者ト最モ密接ナル關係ヲ有シ且利害ヲ正当ニ考慮シ得ヘキ親族ノ謂ナレハ未成年保護ノ目的ヨリ見テ之ヲ推知スルニ難カラス(大正十年控民第六〇七号、同年十二月二十日判決)

一 民法施行前心神喪失ノ常況アル者ニ対シ後見ニ付スル制度確立シ居ラサリシト雖尊長又ハ族親ニ於テ其ノ保護者トナリ其ノ者ノ財産ニ付管理又ハ処分ヲ為ス權限ヲ有シタルモノニシテ其ノ財産ニ付權利ノ得喪ニ関スル契約ヲ締結スルニ当リテモ常ニ在場人又ハ知見人トシテ出名シ依テ心神喪失者ヲ保護シ來リタル慣習アリタルモノナリ

叙上保護者カ心神喪失者ノ財産ヲ処分スルニ当リテハ特ニ民法所定ノ如ク親族会ノ同意ヲ要スルカ如キ確的ノ制度ナカリシト雖條理上心神喪失者ノ族親ニ於テ異議ナキコトヲ要スルハ当然ナリ(大正十三年上民第一五七号、同十四年二月二十日判決)

一 後見人カ其ノ資格ニ於テ為シタル法律行為ニ付幼者ノ為ニ不利益ナリトシテ契約ノ解除ヲ求ムルハ不当ナリ(明治四十一年控第三四〇号、同四十二年六月八日判決)

一 幼者ノ後見人ハ被後見人ノ族親ノ同意ヲ得ルニ非サレハ被後見人ノ財産ヲ処分スルノ權利ヲ有セサルモノナルヲ以テ之カ同意ヲ得スシテ為シタル処分行為ハ法律上其ノ効力ナキモノト謂ハサルヘカラス（大正七年控民第九三號、同年八月九日判決）

一 未成年者ノ後見人カ其ノ法定代理人トシテ未成年者所有ノ不動産ヲ讓渡シ又ハ之ニ抵当權ヲ設定スルニ付未成年者ノ親族ノ同意ヲ經サルトキハ該讓渡又ハ抵当權設定ノ行為ハ無効ニ非スシテ取消シ得ヘキモノトス（昭和三年上民第三九號、同年六月五日判決）

第三節 後見ノ終了

一 訴訟能力者タル年齢以上ニ達シタリトスルモ猶被後見狀況ニアリテ後見ニ服シ後見解除ノ事實ナキ以上ハ一般ニ訴訟能力者タル年齢ニ達セル一事ノミヲ以テ当然被後見狀況ヲ脫離シ後見解除ニ至レルモノト謂フヘカラス
前項ノ場合ニ於テ後見人ノ届出ナシトスルモ訴訟能力者ノ年齢ニ達シタル時ニ於テ直ニ後見解除アリタルモノト推定スヘカラス（明治四十三年控第四八五號、同四十四年十一月六日判決）

一 幼者本人カ所謂呼ハリ十六歳トナルトキハ直ニ後見終了スルモノニ限ラス本人ノ能力ノ程度如何ニヨリテハ尚後見人ヲシテ其任務ヲ執ラシムル旧慣アリ（大正元年控第二〇八號、同年一月二十九日判決）

一 旧慣上ノ成年々齡ニ達シ且智能ノ發達充分ニシテ獨立シテ社会生活ヲ為シ得ル狀況ニアル者ハ其後見人ニ對シ後見解除ノ承認ヲ求ムルコトヲ得（大正二年控第二四四號、同年六月十日判決）

第四節 托孤

一 托孤人ハ単ニ自ラ家長權ヲ行使スヘキ地位ニ立テル幼年者ノ財産ヲ管理スヘキ職務アルノミニシテ後見人ノ如ク身体財産ヲ保護監督シ且ツ行為能力ヲ補充スルモノニアラス（明治三十一年控第二一六號、同三十二年十一月

二十四日判決)

一 托孤人ハ幼者ノ為ニ訴訟スルコトヲ得(明治三十五年控第二〇六号、同三十六年二月二十五日判決)

一 本島ニ於ケル後見即チ托孤ハ幼者ノ成年ニ達スルト共ニ自然ニ消滅スルモノニ非サルカ故ニ幼者ノ成年後未タ卸任ノ手續ヲ為ササル間ニ於テ法律行為ヲ代理スルハ敢テ不法ニ非ス(明治三十六年控第二三七号、同年十二月二十四日判決)

一 托孤人ノ選定アル以上ハ仮令幼者ノ実母タリトスルモ親權ヲ行フヘキモノニアラス(明治四十一年控第六六三号、同四十二年一月十三日判決)

第七章 親族会

一 本島ニ於テハ未成年者ノ財産保護其他親族間ノ重要事項ニ付親族ノ主ナル者カ隨時協議スル慣習アリ(大正七年上民第七三三号)⁽¹⁷⁾

一 本島ニ於テハ未成年者ノ財産保護其ノ他親族会ノ事項ニ付親族ノ重ナル者カ隨時協議スル慣習アリト雖此親族ノ協議ニ依リテ親權ヲ喪失セシメ又ハ之ヲ制限スル慣習又ハ条理ハ存在セス(大正十年上民第七三三号、同年九月一日判決)

一 保護者(尊長又ハ親族)カ心神喪失者ノ財産ヲ処分スルニ当リテハ特ニ民法所定ノ如ク親族会ノ同意ヲ要スルカ如キ確定ノ制度ナカリシト雖条理上心神喪失者ノ族親ニ於テ異議ナキコトヲ要スルハ当然ナリ(大正十三年上民第一五七号、同十四年二月二十日判決)

一 後見人ノ免黜及選任ノ如キハ幼者ノ為極メテ重要ナル事項ナルハ幼者ノ近親中成ルヘク重ナル者ヲ網羅シ慎重

審議事ヲ行フコト正当ニシテ且必要ナリトス四房存在スル場合ニ於テ第一房ノ後見人更迭決議ノ親族会組織ヲ第四房ノ卑屬親ノミニ制限シ他ノ三房ノ親族全部ヲ除外シタルハ不当ナリ（大正六年控第三三二二号、同年十二月二十五日判決）

一 戸主ノ死亡後之ヲ繼承スヘキ男女子共ニナク寡婦ニ於テ相続シ家長トナリタルモノニ対シ離籍スヘシトノ親族会ノ決議ハ法律上無効ナリ

右ノ場合ニ亡戸主ノ過房子選定ハ家長權ノ行使トシテ寡婦ノ權利ニ屬スルヲ以テ其意ニ反シ過房子ノ選定ヲ為シタル親族会ノ決議モ亦無効ナリ（大正五年控民第二八〇号、同年九月九日判決）

第八章 扶養ノ義務

一 子カ繼母ヲ扶養スルハ当然ノ義務ナリトス（明治四十年控第四六九号、同年十月十九日判決）

一 夫婦間ニ於テハ夫ハ其ノ婦ヲ扶養スヘキ義務アリ（明治四十三年控第二三〇号、同年六月二十五日判決）

一 扶養料ハ月額若ハ事情ニ因リ年額ヲ定メテ将来定期ニ支払フヘキコトヲ請求スヘキモノアルカ故ニ将来ノ預定額ヲ一時ニ支払フヘキ請求ハ許容スヘカラス（明治四十三年控第二五七号、同年七月二十二日判決）

一 扶養料ハ扶養義務者ノ身分資産ヲ參酌シテ其ノ程度ヲ確定スヘキハ勿論ナルモ又扶養權利者ノ生活ニ必要ナル範圍ヲ超加スヘカラサルハ論ヲ俟タス（大正十一年控民第四九九号、同年十一月十四日判決）

一 数人ノ子ハ実子タルト養子タルトニ論ナク等シク同順位ニアリテ母ヲ扶養スヘキ義務ヲ負フヘシト雖斯ル順位者中家ニ在ル者ト家ニ在ラサル者トアルトキハ家ニ在ル者先ツ其ノ扶養ヲ為スコトヲ要スヘキハ家族制ノ本島ニ於テ当然ノ事理ニ屬スルモノト謂ハサルヘカラス、從ツテ仮令養母ハ親子ノ愛情ニ依リ其ノ家ニ在ラサル実子ノ

下ニ在リテ現ニ扶養ヲ受ケツツアル場合ニ於テモ家ニ在ル養子ハ家ニ在ラサル実子ニ先チ其ノ扶養ノ義務ヲ負担スヘキモノナルカ故ニ養母ハ家ニ在ル養子ニ対シ将来ニ於ケル扶養義務ノ履行ヲ求ムヘキ權利ヲ有スルモノト断スルヲ相当トス(昭和三年上控第四一號、同年六月十二日判決)

第二編 相続

第一章 戸主相続

- 一 戸主相続ナルモノハ戸口簿ノ手續タルニ止リ財産相続ニ関シテ何等ノ効果ナシ(大正十一年控民第一三三號、同年四月十五日判決)
- 一 本島ノ旧慣ニ依レハ最モ長房ノ存続ヲ希望シ容易ニ廃絶セサルモノトス(明治三十五年控第一〇八號、同年十一月七日判決)
- 一 宗祧承継ニ関スル本島ノ慣習ハ特ニ一定シタルモノナク一ニ父母ノ随意ニ任セラレタルモノト認ムル外ナシ(明治三十八年控第二七〇號、同年十一月二日判決)
- 一 父ノ死跡ヲ相続スヘキ養子アルニ拘ラス養子ハ其戸ヲ離レ遺産ノ一部ヲ承継シ養母亡夫ノ戸ニ止リ残余ノ遺産ヲ承継シタル事実アルニ於テハ母ヲ以テ遺産ト共ニ宗祧ヲ承継シタルモノト認ムルヲ相当トス(明治三十九年控第二八一號、同四十年四月二十六日判決)
- 一 子ノ死亡カ父ノ死亡ニ先スルモ猶ホ之ヲ絶房セシメス後日過房子若ハ螟蛉子ニヨリテ承継セシムルハ本島ノ慣例ナリ(明治四十年控第二四號、同年五月二十四日判決)
- 一 父ニ先立チ死亡セル子ノ直系卑属タル女子ハ祖父ノ死亡ニ依リ亡夫ノ兄弟ト同等ノ順位ニ於テ遺産ノ承継ヲ為

スコトヲ得（明治四十四年控第七一八号、同四十五年二月三日判決）

一 本島相続ノ順位ニ関スル慣習ハ被相続人ノ男タル子ヲ第一位ニ置キ若シ其相続開始前ニ死亡又ハ相続権喪失ノ事アルモ其ノ者ニ子アル時ハ其子ヲシテ相続セシム（大正二年控第八号、同年九月二十三日判決）

一 推定相続人カ相続開始前直系卑属ヲ遺シテ死亡シタル場合ニ於テ其ノ直系卑属ハ先代ト同一順位ヲ以テ被相続人ノ推定相続人タル地位ヲ承襲スルコトハ本島旧慣ノ明ニ認ムル所ナリ（昭和三年上民第三五号、同年三月十六日判決）

一 本島ノ慣習ニ依レハ相続人タル長男死亡スルモ其ノ妻子ハ直系卑属タル女子アル場合ニ於テハ親族協議ノ上相続人ヲ追立シ之ヲシテ長房ヲ承継シ相続セシメ得ヘキモノニシテ長男ノ死亡ニ因リ当然長房ノ絶滅ヲ招来スルコトナシ（昭和九年上民再抗第一号、同年四月二十五日判決）

一 招夫トノ間ニ生シタル一子ハ両家ヲ双祧シ得ルモノトス（明治三十七年控第三八一号、同年十二月十六日判決）

一 本島ノ旧慣上長子ハ自房ヲ去リ他房ノミヲ継承セストハ絶対ノモノニアラスシテ他ニ継承スヘキ男子アル場合長子ヲシテ他ニ過房セシメ得ヘキモノト解スルヲ相当トス（大正六年控民第一六号、同年三月十日判決）

一 本島ノ慣習ニ依レハ仮令或者カ他ニ過房スルモ其ノ目的祭祀ニアリテ出嗣ニアラサルトキハ所謂一子双祧ニシテ本房遺産相続權ヲ失フモノニアラス（大正九年控民第五七八号、同年十月十八日判決）

一 先代カ戸主ナルト家族ナルトヲ問ハス自己以外ニ其相続人タルヘキ者ナキ場合ニ於テ出テテ他房ヲ相続スルニハ必ス一子双祧ノ制ニ依ルヘク右ハ祖先ノ祭祀ヲ主トシ近親ノ血縁ヲ重ニスル強行的慣習ナリトス（大正十年控民第一七六号、同年五月三十日判決）

一 本島ノ旧慣ニ依レハ独子双祧兼承ノ制度ハ招夫婚ノ場合ニ於テ其夫婦間ニ拵ケタル子一人ニ止ルトキ若ハ同系

- 親族兩家ノ中一家ニハ子一人アリ他ノ一家ニ子ナキトキ家ノ斷絶ヲ虞リ特ニ其子ヲシテ兩家ヲ兼承セシムル場合ニ行ハレ来リタルモノニシテ其ノ兼承者後日ニ子以上ヲ挙ケタルトキハ其中一人ヲシテ一家ヲ承継セシメテ爰ニ兼承ヲ止メ一宗一嗣ノ本則ニ復スヘキモノトス(大正十四年上民第一二五号、同年十月十六日判決)
- 一 婚字ト共ニ立タル一子双祧ノ約旨ハ後日離縁ニヨリ自然消滅ニ帰シタルモノトス(明治三十八年控第一七四号、同年七月十二日判決)

第二章 財産相続

第一節 財産相続ノ觀念

- 一 本島人ノ財産相続ニ付テハ家産相続ト私産相続ノ兩種アリテ家産相続トハ家ト不可離ノ關係ニ在ル財産ヲ謂ヒ戸主ノ有セシ財産ハ特別ノ事情存セサル限り此ノ種ノ財産ニ屬ス私産トハ家族ノ特有財産ニシテ家ト全ク分離セラルモノヲ謂フ從テ家産相続ハ戸主ノ死亡ニ因リテ開始シ私産相続ハ家族ノ死亡ニ因リテ開始ス
- 戸主死亡シ其ノ相続人無カリシ場合ニ於テ親族協議ノ上他家ニ在ル者ヲシテ亡戸主ノ有セシ家産ヲ相続セシメントセハ同時ニ戸主ヲ相続セシメサルヘカラス(昭和五年再抗第四号、同年十二月二十三日判決)
- 一 相続權ハ一身ニ專屬スヘキ權利ニシテ他人カ代位シテ行使スルヲ得ス(大正九年控民第七八七号、同年四月十九日判決)
- 一 被相続人ノ遺産ハ相続人ニ於テ承継取得シ他ヨリ之ヲ左右スルコトヲ許サス(明治四十五年控第三九六号、大正元年八月十日判決)
- 一 家長ハ其ノ家族ヲ統理シ一家ヲ代表スルモ必スシモ前家長ノ財産ヲ相続シ家祖ノ祭祀ヲ主トスルモノニアラス

(大正七年控民第四六〇号、同九年八月二十日判決)

- 一 土地調査当時既ニ業主死亡シ其直系卑属アリテ直ニ相続人名義ニ依リ申告シ得ヘキ状態ニアリシニ拘ラス依然死者名義ニテ申告セシハ公業ヲ設定セシモノナラントノ推定ハ業主死亡ヲ以テ相続開始ノ原因トナサス鬪分ヲ以テ相続開始トナセル本島人ノ觀念ニ合セサル解釈ナルヲ以テ正当ニ非ス(大正三年控第一二号、同年五月五日判決)
- 一 被相続人ノ死亡ノ際其直系卑属アル場合ニハ其死亡ト同時ニ相続開始ス(大正八年控民第四七六号)⁽¹⁸⁾
- 一 相続回復ノ訴ハ相続開始ノ時ヨリ相当ノ期間ヲ経過シタル後ニ於テハ出訴スルヲ得スト為スヲ条理上正当ナリトス(大正十二年上民第四五号、同年八月二日判決)
- 一 相続回復ノ請求権ハ相続人又ハ其ノ法定代理人カ相続権侵害ノ事実ヲ知りタル時又ハ相続開始ノ時ヨリ相当ノ期間内ニ限り之ヲ行使シ得ルモノト為ササルヘカラス
 被相続人ノ死亡ニ因リ相続ノ開始アリタル後十四年以上ヲ経過シテ相続回復ノ訴ヲ提起シタル場合ニ於テ自己又ハ其ノ法定代理人カ右相続開始当時若ハ数年内ニ自己ノ相続権カ侵害セラレタルコトヲ知りタル事実アルニ於テハ右訴ハ相当期間内ニ提起シタルモノト謂フコトヲ得ス(昭和六年上民第三五一号、同七年三月三十日判決)
- 一 本島人間ニ於ケル相続権回復ノ請求権ハ相続人又ハ其ノ法定代理人カ相続権ヲ侵害セラレタル事実ヲ知りタル時又ハ相続開始ノ時ヨリ相当期間内ニ限り之ヲ行使シ得ヘク其ノ期間ノ経過ト共ニ該請求権ヲ失フモノトス
 右期間ノ進行中ニ被回復者カ回復者ノ回復請求ニ対シ侵害ノ事実ヲ承認シ回復ニ応スル旨ノ意思ヲ表示シタルトキハ該期間ノ進行ハ中断セラレ又該期間ノ滿了後被回復者ト回復者トノ間ニ叙上ノ事実行ハレタルニ於テハ一応被回復者カ期間滿了ノ事実ヲ知り乍ラ期間滿了ノ利益ヲ抛棄シタルモノトスルヲ此ノ種期間ノ性質上寔ニ相当ナリト謂フヘク叙上何レノ場合ニ在ツテモ爾後期間ハ更ニ進行ヲ開始スルモノトス(昭和八年上民第九八号、同年

十一月八日判決)

第二節 家産相続人

一 実子カ他家ノ養子トナルモ尚実家ノ兄弟等ト共ニ親父ノ遺産分配ヲ受クルノ慣習アルコトナシ(明治三十二年控第五号、同年五月五日判決)

一 旧慣上ニ於テハ相続人ハ被相続人ノ戸内ニ在留シタルモノナルコトヲ要ス(明治三十九年控第二八一号、同四十年四月二十六日判決)

一 亡業主ノ養女カ招婿婚姻シタル後夫ト共ニ養家ト分離シテ一家ヲ立テタル以上ハ法律上当然亡業主ノ相続人トナリ得ヘキモノニ非ス(大正五年控第七号、同年十一月四日判決)

一 他家ノ養子ト為リタル者ハ慣習上其実家ノ財産ニ付相続権ヲ有セス只実家ニ於テ財産鬪分ヲ為スニ当リ他家ノ養子ト為リタル者ニ対シ財産ノ幾部ヲ分与スルコトアルモ并ハ鬪分者間協議ヲ以テ贈与ヲ為スニ外ナラサレハ他家ノ養子ト為リタル者之ヲ受諾シタル場合ニハ其ノ契約ニ基キ履行ノ請求ヲ為スコトヲ得ヘキモ自己ニ依然相続権アリトシ之ニ基キ其ノ分与ヲ請求シ得ヘキ筋合ノモノニ非ス(大正十四年上民第二二五号、同年十月十六日判決)

一 本島ノ慣習ニ依レハ相続開始当時存スル家産ハ其権利義務ヲ併セテ被相続人ノ家族タル直系卑属ノ男子之ヲ承継シ既ニ別籍異財分家等ニ因リ家ヲ出タル者ハ仮令被相続人ノ直系卑属タル男子ト雖相続権ヲ有セサルモノトス(昭和四年上民第一九号、同年四月十九日判決)

一 先代遺下ノ業ヲ唯一ノ親女カ相続シ且ツ戸口簿ニ戸主相続ノ記載アリトスルモ父死亡当時懐胎セル男子出生シタル場合ハ当然先代ノ相続人トナルカ故ニ単ニ戸口簿ノ記載ノミヲ以テ相続権確定ノ効果ヲ得タルモノトスルヲ得ス(明治四十五年控第一七一号、同年四月十七日判決)

- 一 案スルニ本島ノ旧慣ニ依レハ被相続人ハ贈与タルト遺贈タルトヲ問ハス自由ニ所有財産ノ処分ヲ為シ得ヘク相続人ニ於テ之ヲ妨クルノ權利ナカリシカ如クナルモ又他面ニ於テ相続人中廢除セラレタル者又ハ特殊ノ事由ニ依ル相続欠格者ヲ除ク其ノ余ノ者ハ被相続人ノ有スル一切ノ財産ニ付法定ノ推定相続人タル地位ニ在リ而シテ被相続人死亡スルトキハ相続人一人ナレハ其ノ一人ニ於テ若相続人數人アレハ其ノ數人ニ於テ何レモ当然ニ被相続人ノ財産ヲ承継スルモノニシテ故ナク之カ相続ヨリ除外セラレサル慣習ノ行ハレ来リシコトモ亦否ムヘカサルトコロナリ（昭和四年上民第五九号、同年十月十九日判決）
- 一 過房子カ其生家ヲ相続シタル為メ直ニ養家ノ相続權ヲ当然喪失シタルモノト云フヲ得ス（大正二年控第一七四号、同年五月五日判決）
- 一 旧慣ニ依レハ実子タルト螟蛉子タルトヲ問ハス均シク父ノ遺産ヲ繼承ス（大正六年控第四三〇号、同年十一月二十二日判決）
- 一 養親ト為ルヘキ者カ其ノ孫位ニ当ル者ヲ養フトキハ之ヲ養孫ト呼フヘク養子ト称スヘカラスハ明ナリト雖而カモ本島従来ノ慣例ニ依レハ右養孫ハ養子ト同シク養親ノ相続人タルモノトス（大正十年上民第三二号、同年六月三十日判決）
- 一 孫位ニアルモノヲ養子ト為シタルトキハ嚴正ノ意義ニ於ケル養子ト称スヘカラスシテ之ヲ養孫ト云フヘキモノナレトモ其ノ相続順位ニ関シテハ養子ト同列ノ地位ニ在ルコト本島ニ於ケル慣習ナリ（大正十一年上民第一〇七号、同十二年一月十八日判決）
- 一 女子ニシテ承継者トナリ居ル者尠カラサルノミナラス旧慣ニ於テモ男嗣子ナキ場合ニ於テハ女子ノ承継ヲ絶対ニ禁シタルモノト認ムルヲ得ス（明治三十九年控第二七二号、同年八月十一日判決）

一 先代死亡後近親中之カ相続ヲ為スヘキ男子ナキ場合ニ親族縁故者カ其決議ヲ以テ近親中ノ女子ヲ相続人ニ選定シタルハ不当ニ非ス (明治四十二年控第三九一号、同年十二月二十日判決)

一 女子カ亡父ノ遺産ヲ相続スルニハ他ニ之ヲ相続スヘキ男子ナキ場合ニ限ル (大正六年第一五四号、同年三月十日判決)

一 本島ノ慣習ニ於テ女子ハ親族ノ協議ニ依リ特ニ相続人ニ定メラレタル場合ノ外当然死者ノ相続人トナルヘキモノニ非ス (大正十一年控第一一〇七号、同十二年二月十日判決)

一 本島ノ旧慣ニ顧ルニ原則トシテ女子ニ相続權ヲ認メス唯死者ニ相続人タル男子ナキ場合ニハ後日相続人ヲ協定スル目的ノ下ニ一時子タル女子ニ相続セシメ又ハ被相続人ノ存命中子タル女子ノ外男子ナキ場合ニ於テ女子ニ招夫ヲ迎ヘ其ノ兩人間ニ生レタル男子ヲシテ自家ヲ相続セシメ来リタルモノナリ (大正十一年控民第一〇五〇号、同十二年三月二日判決)

一 本島ノ旧慣ニ於テハ被相続人カ直系卑屬タル相続人ナクシテ死亡シタルトキハ親族協議ノ上相続人ヲ追立シ之ヲシテ遺産ヲ相続セシムルコトアルモ被相続人ノ尊屬親ニ於テ当然相続スルコトナシ、而シテ其ノ尊屬親カ遺産ヲ管理スルコトアルモ是畢竟相続人ノ追立アル迄尊長權者トシテ遺産ニ対スル保存行為ヲ為スニ過キササルモノトス (昭和三年上民第三〇号、同年四月五日判決)

一 承継人曠欠シタル場合ニ於テハ過房其他ノ方法ニ依リ承継人ヲ定メ該財産ヲ承継セシムルモノニシテ当然死者ノ財産カ傍系親ニ於テ承継セラルヘキモノニアラサルナリ (明治三十七年控民第三三〇号、同年十一月二日判決)

一 直系相続人存セサル場合ニハ其傍系ニ当ル子孫ニ於テ遺産ノ相続ヲナスコトハ旧慣トシテ認メラル所ナリ (大正二年控第五八五号、同年十二月十日判決)

- 一 業主死亡シ相続人アラサルトキハ養男子ノ相続人アルニ至ルマテハ其寡婦ハ尊属親ノ同意ヲ得テ一時遺産ヲ承継シ得ヘク又寡婦ニ於テ承継セサルトキハ尊属親ニ於テ承継シ之ヲ養男子相続人ニ相続セシムルコトヲ得ヘシ、而シテ其相続人ノ過房子螟蛉子タルヲ問ハス養子ヲ為スニ当リテハ必ス尊属ノ同意ヲ得テ寡婦一人ノ意思ノミヲ以テ其選定ヲ為スコトヲ許サス（明治四十三年控第六二九号、同四十四年十二月二十五日判決）
- 一 妻カ亡夫ノ遺産ヲ相続シタル場合ニ夫家ノ姓ヲ冠スルト否トハ相続自体ニ於テ何等ノ關係ナシ（明治四十五年控第四八号、同年四月十三日判決）
- 一 戸主ノ死亡後之ヲ繼承スヘキ男女子共ニナク寡婦ニ於テ相続シ家長トナリタルモノニ対シ離籍スヘシトノ親族会ノ決議ハ法律上無効ナリ
 - 右ノ場合ニ亡戸主ノ過房子選定ハ家長權ノ行使トシテ寡婦ノ權利ニ属スルヲ以テ其意ニ反シ過房子ノ選定ヲ為シタル親族会ノ決議モ亦無効ナリ（大正五年控第二八〇号、同年九月九日判決）
- 一 直系卑属ナキ亡夫ノ遺妻カ其ノ權利義務ヲ相続スルニハ親權ノ同意ヲ要スルコトハ本島ニ行ハルル慣習ナリ（大正十一年控民第七三五号、同年四月十五日判決）
- 一 本島ノ慣習ニ於テ夫死シテ実子又ハ過継子ナキトキハ妻ニ夫ノ家産ノ承継ヲ許スコトアルモ妻カ当然承継人トナルニ非スシテ妻カ孀守ヲ能クスヘキ見込アル場合親族協議ノ上過継子ヲ選定スル迄ノ間暫ク之ヲシテ亡夫遺下ノ家産ヲ承継セシムルニ過キス（大正十年控民第五八四号、同十一年四月二十八日判決）
- 一 旧慣ニ拠レハ寡婦ハ亡夫ノ遺産ヲ当然ニ相続スル權利ナク唯亡夫ニ直系卑属ナキ場合ニ於テ族親ノ同意アルトキニ限り相続スルコトヲ得ルモノトス（大正十三年上民第一一号、同年二月二十一日判決）
- 一 招夫契約ニ於テ将来招家ニ帰属スル子アルトキハ其子ニ対シ遺産ヲ均分取得セシムルコトヲ約定シタル場合ハ

其子ハ先代ノ遺産ニ対シ相続権ヲ主張スルコトヲ得 (大正二年控第四二二号、同年八月十六日判決)

一 家女ト招夫トノ間ニ生レタル子ハ一応招家ノ相続者ト看做スヘキモノトス (大正六年控第六〇六号、同年七月十一日判決)

一 招夫婚姻ノ際予メ其ノ出生男ヲ招家ノ継嗣ト為スヘキ旨ノ特約存スルカ若ハ出生後其子カ招家ノ継嗣ト為リタル場合ニ於テノミ招家ノ財産ヲ相続シ得ルモノトス (大正十年上民第三八号、同年五月十九日判決)

一 家女ト招婚ノ間ニ出生シタル子ハ先ツ其ノ長男ヲシテ招家ヲ継カシムル慣習ノ存在セサルコトハ顯著ナル事実ナリ (大正九年控民第五〇四号、同年九月二十四日判決)

一 招夫ハ婦家ノ財産祭祀等ニ関シテハ何等ノ権利ヲ行使スルヲ得ス (明治三十四年控第二九九号、同三十五年六月六日判決)

一 招夫ハ其ノ入家シタル家ノ財産ニ対シテハ何等ノ権利ヲ有スルモノニアラス (明治三十六年控第三二二号、同三十七年一月二十六日判決)

一 招夫ハ招家ニアリテハ相続権ヲ得ル能ハサルト同時ニ亦生家ノ宗族タル身分ヲ失ハサルモノトス (明治四十三年控第六八号、同年六月十一日判決)

一 招夫ハ招家ニアリテハ相続権ヲ得ル能ハサルト同時ニ其家ノ相続権ヲ喪失セス (明治四十三年控第四七〇号、同年十一月五日判決)

一 招夫ハ旧慣上招家ノ財産ヲ承継スヘキ権利ナシ

招夫ハ旧慣上招家ノ相続関係ニ付テハ利害関係ヲ有セサルモノナレハ招夫カ招家ノ相続ニ関スル親族協議ニ干与セザレハトテ直ニ該協議ヲ以テ不当ノモノナリト云フヲ得ス (明治四十五年控第三九六号、大正元年八月十日判決)

一 招夫婚姻後招夫ノ実家ノ尊属親死亡シ他ニ相続人ナキ場合ニ於テ招夫カ実家ノ相続ヲ為スハ相当ナリ（大正二年控第二二二号、同年四月九日判決）

一 招夫ハ其ノ入戸セル家ノ財産ニ付何等ノ權利ヲ獲得セサルト同時ニ於ケル財産上ノ地位ヲ失フモノニアラス（大正八年控民第一三六号、同九年十二月二十三日判決）

一 招夫ハ婚姻ニ因リ招家ニ入ルト雖招家ノ宗族タル身分ヲ取得スルコトナク招家ノ財産ヲ相続スル權利ヲ有スルコトナシ招夫ト媳婦仔トノ間ニ生レタル子亦然リ（大正十年上民第三八号、同年五月十九日判決）

一 相続権アル者カ他家ノ招婿トナルモ旧慣上其ノ相続権ヲ喪失スルモノニ非ス（大正十一年控民第一三三号、同年四月十五日判決）

一 媳婦仔トシテ他家ニ入りタル者ハ其以後実家ノ財産ニ対シ相続権ヲ有セサルニ至リタルモノトス（大正七年控第一三五号、同年十月十一日判決）

一 被相続人ハ其ノ生前ニ於テ相続人ヲ廢除シ得ヘキ権限ナシ若シ相続人ニシテ被相続人ニ対スル不法行為其ノ他ノ事由アリテ被相続人ノ之ヲ廢除セント欲セハ法院ニ訴求シ其判決ニ俟タサルヘカラス（大正二年控第八号、同年九月二十三日判決）

一 被相続人ハ其家ニ相続人タル者ナキ場合ニ於テハ遺言ヲ以テ相続人ヲ指定スルヲ得ヘク被指定者ハ被相続人ト同姓ノ者タルト將異姓ノ者タルトヲ問ハス其指定ヲ承認シタルトキハ之ト同時ニ被相続人ノ家ニ入り其ノ姓ヲ冒スコトヲ要スルモノト謂ハサルヘカラス

異姓者カ指定ニ因リ相続人ト為リタルヲ理由トシ相続ニ因ル所有権移転登記ヲ申請スルニハ先ツ被相続人ノ姓ヲ冠シタル姓名ヲ以テスルコトヲ要シ依然異姓ヲ称スルコトヲ許ササルモノト解スルヲ相当トス（昭和二年上民

第七号⁽¹⁹⁾

一 相続人選定ニ関シ親族全体カ決議シタリトスルモ将来被承継人タルヘキ戸主ノ干与ナキ以上適法ノ決議ト認ムルヲ得ス(明治四十五年控民第一二六号、同年四月七日判決)

一 相続人ノ選定ニ付テハ重ナル親族ノ協議ヲ要ス(大正九年控民第七三六号、同十年七月十八日判決)

一 本島ノ旧慣ニ於テハ家産ヲ相続スヘキ直系卑属ナキトキハ被相続人ノ親族協議ノ上相続人ヲ選定シ又ハ遺産管理ノ方法ヲ講スヘキモノニシテ被相続人ノ配偶者又ハ尊属親カ当然之ヲ相続スヘキ旧慣存スルコトナシ(大正十年控民第五〇三号、同年十月二十五日判決)

第三節 私産相続人

一 母ノ財産及債務ハ特別ノ事情ナキ限り先ツ其直系卑属ニ於テ之ヲ承継スヘキハ当然ナリ(大正二年控民第

一一六号、同年四月五日判決)

一 本島ニ於テ妻妾ノ特有財産ハ其死後直系卑属ニ於テ相続スルヲ一般ノ慣習トスレトモ直系卑属カ他家ニ入ルニ因リテ其相続権ヲ喪失スヘキ確固タル慣習ノ観ルヘキモノナク台南地方ニ於テ特ニ斯ル慣習カ存スルコトハ肯認シ難シ妻妾ノ特有財産ハ家産ト異リ家ニ関涉スル所ナキヲ以テ既ニ直系卑属ニ於テ相続スヘキモノトナス以上ハ妻妾ト家ヲ同ウスルヤ否ハ其相続権ニ毫モ影響ヲ及ボササルモノト解スルハ条理上当然ナリトス(大正十年上民第六一、六二号、同年九月十五日判決)

一 凡ソ遺産ノ相続ハ其直系卑属ニ於テスルヲ原則トシ直系卑属ナキ場合ニ於テ始メテ他ニ及フヘキモノニシテ其直系卑属カ被相続人ノ死亡当時其家ニ在ルト否トニ拘ラサルモノナルコトハ本島ノ旧慣ナリ(大正十年控民第二六三号、同年五月十七日判決)

- 一 私産ニ付相続ノ開始シタル場合ニ於テ之ヲ承継スヘキ直系卑属又ハ兄弟等ノ存セサルニ於テハ直系卑属ニ於テ
 (一) ヲ承継スヘキモノナリ (大正十一年控民第三二一号、同年六月二十八日判決)⁽²⁰⁾
- 一 家族タル招婿ノ直系卑属ニシテ同一戸内ニ在ル男子ハ招家ヲ過繼シタルトキト雖招婿死亡シ他ニ之ヲ承継スヘ
 キ直系卑属ナキトキハ姓ノ異同ニ拘ラス其ノ私産タル遺産ヲ相続シ得ヘキコトハ本島ノ慣習トスル所ナリ (昭和
 五年上民第二二号、同年四月十二日判決)
- 一 本島ニ於ケル家族ノ死亡ニ因ル遺産(私産)ニ付之ヲ相続スヘキ直系卑属ナキ場合ニ於テハ配偶者、直系卑属
 及戸主ノ順位ニ據リ相続スヘキモノニシテ其ノ順位ニ相当スルモノハ女子ト雖親族ノ協議ヲ経ルヲ要セス当然相
 続スヘキモノトス (昭和七年上民第一六八号、同八年三月一) 日判決⁽²¹⁾
- 一 家族ノ特有財産ハ遺言又ハ生前行為ニ依リテ特別ノ処分ヲ為ササルトキハ其ノ実子ニ於テ均分相続スヘキモノ
 ニシテ其ノ子カ出継子ナリヤ否ヤニ依リ區別スル所ナシ (大正六年控民第五四三号、同八年十二月十日判決)
- 第四節 相続人ノ追立
- 一 本島ニ於テハ人ノ死後ニ於テ其人ノ生存中ニ於ケルト同一思想ヲ以テ養子ヲ貰ヒ受クルコトハ實際往々見ル所
 ニシテ斯カル場合ハ其故人ノ祭祀ヲ掌リ又ハ財産ヲ承継スルコトヲ目的トスルモノトス (明治四十二年控第
 五六二号、同年二月八日判決)
- 一 親族中過房子ト為スヘキ男子アラサル時ハ女子ヲ過房子トシ之ニ相続セシムルコトヲ得 (明治四十三年控第
 一三九号、同年四月二十九日判決)
- 一 寡婦ハ女子ノアル場合ニ於テモ之ヲ措キ螟蛉子トシテ男子ヲ養ヒ亡夫ノ相続人ニ追立スルコトヲ得
 追立セラレタル男子ハ鬪分若ハ相続人間ノ協定ニ因リ相続分ノ特定セサル場合親女ヲ排シテ单独ニ遺産ニ付相

続人タルコトヲ得(明治四十四年控民第七一八号、同四十五年四月三日判決)

一 親女アル場合ニ房ノ承継者トシテ過房子ヲ迎ヘタルトキハ該女子ノ過房子トセスシテ直ニ死者ノ直系相続人トナルヘキコトハ旧慣上認ムル所ナリ(大正元年控第二七三号、同二年八月二十七日判決)

一 本島ニ於テハ被相続人死亡後其ノ過房子トシテ相続人ヲ追立スルコトヲ得ヘキ慣習アリ(大正二年控第八〇四号、同三年一月二十二日判決)

一 子カ父ニ先チ死亡セル場合ニハ父、父死亡後ハ親族ニ於テ死亡セル子ノ為ニ過房子又ハ螟蛉子ヲ為シ之ヲ相続セシムルハ普通ノ例ナリト雖而モ父又ハ親族ニ於テ相続人ヲ定ムルコトナク遂ニ絶房ニ帰セシムル場合無キニ非ス(大正十年上民第一六、一七号、同年二月十七日判決)

一 夫ノ死後他ニ相続人無キ場合ニ於テモ寡婦ハ自ラ相続セスシテ亡夫ノ過房子又ハ螟蛉子ヲ追立シ之ヲ相続セシムルヲ得(同上判決)

一 出房セル者カ実戸ノ父祖ノ墓碑ニ其ノ名ヲ刻スルニハ出嗣男某トスルヲ普通ノ例トシ単嗣男トアルハ出房ニ非スシテ他ヨリ入戸セルモノタルナリ(同上判決)

一 本島ノ旧慣ニテハ男子ノ相続ヲ主トシ寡婦ハ女子アル場合ト雖親族協議ノ上螟蛉子トシテ男子ヲ養ヒ又ハ招夫ヲ迎ヘ其間ニ生シタル男子ヲ亡夫ノ相続人トシテ追立スルコトヲ妨ケス(大正十一年控民第一五六号)⁽²²⁾⁽²³⁾

(1) 異性、本性及び性は、ともに姓の誤記であると思われる。

(2) 判決日の記載なし。

(3) 尊重は尊長の誤記と思われる。

(4) 判決日の記載なし。

- (5) 判決日の記載なし。
- (6) 判決日の記載なし。
- (7) 大正七年の控訴であれば、大正六年とする判決日は整合性を欠くので、控訴日か判決日のいずれかが誤記と思われる。なお、判決文はその二つ前の判決と同様である。
- (8) 判決日の記載なし。
- (9) 異性は、異姓の誤記であると思われる。
- (10) 例令は、仮令の誤記であると思われる。
- (11) 末丁は、未丁の誤記であると思われる。
- (12) 判決日の記載なし。
- (13) 尊重は、尊長の誤記であると思われる。
- (14) 判決日は月日とのみ記載されている。
- (15) (一)内に控、民などの記載なし。
- (16) 判決日の記載なし。
- (17) 判決日の記載なし。
- (18) 判決日の記載なし。
- (19) 判決日の記載なし。
- (20) (一)内、四文字判読できず。
- (21) (一)内、一文字判読できず。
- (22) (一)内、判決日判読できず。
- (23) 第五節「財産相続ノ効果」以下に原資料では八頁が費されているはずであるが、残念ながら逸失している。